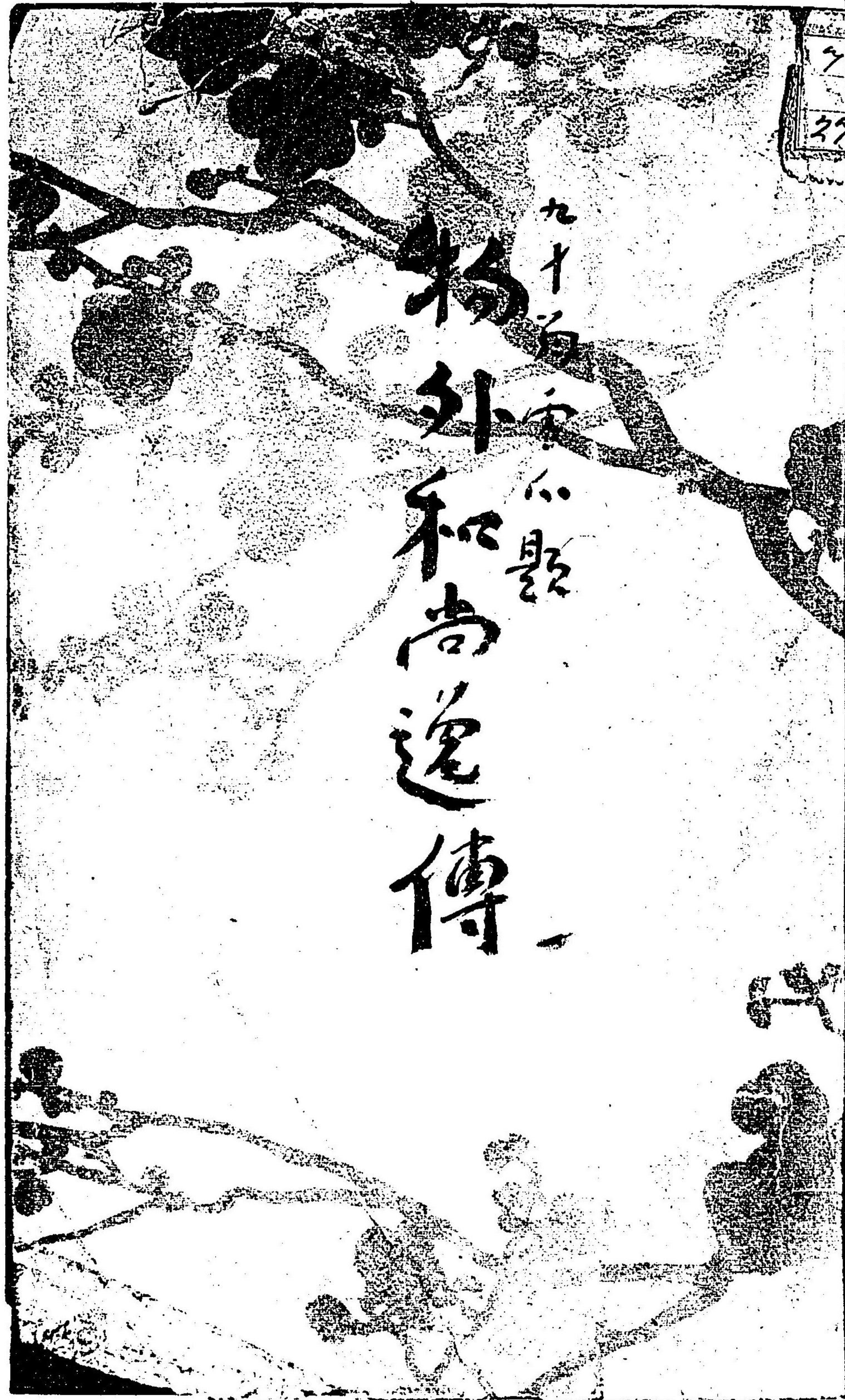
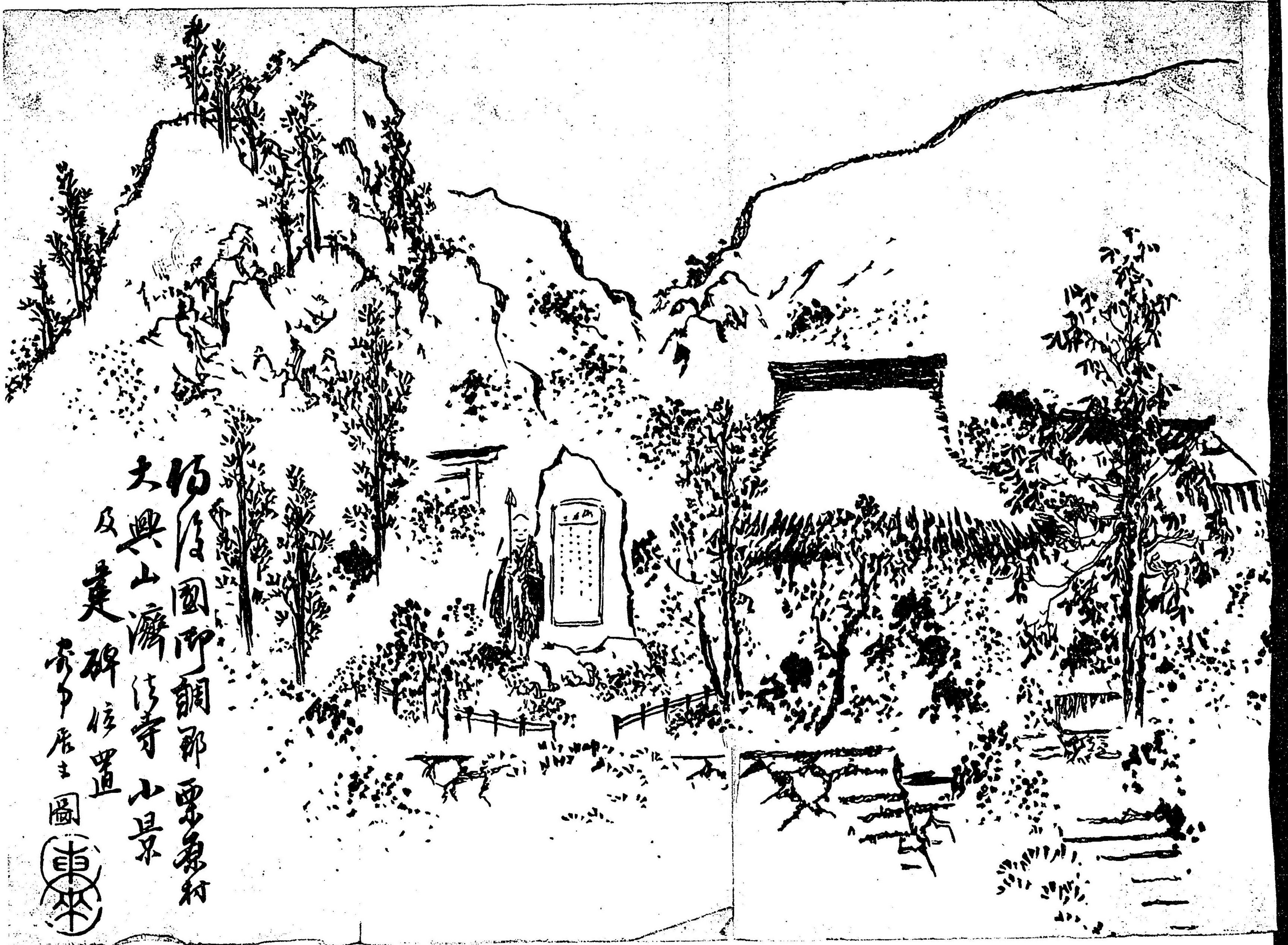


7
27

九十
外
和尚
逸傳

六





仍存國師廟那栗林村
大興山濟法寺山景

及建碑位置

齊中居士圖

(車來)

物外和尙逸傳序

世多有學則蔑力有力則蔑學者。蓋兼有學與力者。殆稀。拳骨翻尙。不交。獨有學亦有力。本口談法相身克顯法力。眼中靡墮山喬嶽靡。萬河洞。庭怪語怪力。推倒盡天地。若夫掀翻梵鐘。提巨石。制巨船。奮拳骨。則遊戲三昧之一興已矣。人心驚破。龍神感動。劍客畏怖。滿都側目。盜魁求哀。侯伯歎待。奚足怪也乎。更有詩歌文章。亦長一方之餘技。傳曰。秀一技者。通萬藝。蓋和尙之謂乎。厥最多。咏富士山之句。平生攸私淑者。可以知也。名聲嘖嘖。鳴天下。天下靡弗知。拳骨和尙者。出門者。三千人。可謂盛矣。然是鎌槍木劍之士。而蔑一人克傳佛心。弘正法者。何哉。寶印竊怪焉。和尙有識。即以何辨之乎。抑當時桑門恢恢。不能一事為天下。獨有和尙在。放異彩。亦足以強人意。和尙之怪力。實匪人力。一聞。厥言為者。誰不呼快哉。蓋亦稀世之偉人也哉。厥人已沒。而靡可徵之傳。

不交 21

記豈匪恨事乎。塙外道人。夙有攸慨。竊哀次材料。拮据精撰二年于此。初公世。借問門下三千人。今何在。和尙之傳。却成門外人之手。可謂奇。抑道人之怪力。亦有攸感。通和尙之怪力。而然乎。然則寶印。欲與道人。角愛宕山頭。鬪怪力。伴天狗。與和尙。評隲。勝敗。和尙厥驅。八大天狗。駕風排雲。而來。時空中有聲。因因。撼大地。道人曰。學無學。力無力。怪角。怪鬪。屬天機。猥不可漏也。寶印曰。學機。力機。狗機。道機。印機。天機。機機。發發。世若欲識之者。期彌勒三會之曉。會愛宕山頭。明治三十七甲辰。一月上。澣謹序。東都谷中如意輪廳。

蓮池寶印

引

○偉人豪傑の世に出づるや必ず平凡庸流の企及すべからざるものなくはばあらず。曾て雷名を天下に轟かし。社會の耳目を驚かしたる物外老人の在るあり。これ偉人に非ずとするか。將豪傑に非ずとするか。予を以て之を觀れば。本邦の佛敎界中。振古未曾有の異僧と爲さるを得ざるなり。

○何が故乎。而か云ふ其の怪力拳骨に於て。其の武藝道力に於て。由來老人の如き超凡逸脫の大手腕大伎倆を具したるものあるを聞かず。僧となく俗となく。一び師の伎倆を聞かむ乎。其の氣宇をして爽快ならしめざるもの殆ど稀なり。これ偉人に非ずして何ぞ。これ豪傑に非ずして何ぞ。

○既に偉人たり。豪傑たらば何ぞ非凡脫俗の逸話なからむや。予は後進の者にして。老人の在世に値はず。故に親しく其の逸事逸話を見聞せしにあらざれど。只二三の傳聞に依つて非凡の人格たるを知りぬ。されど未だ其詳かなるを知らざるに依り之を探究せむとするや。年ありき。

○偶々明治壬寅の春用務ありて故郷なる備後の比婆郡に到りぬ然るに物外老人の住山地たりし尾道在濟法寺現住三浦鐵禪和尚は親しく書を寄せて歸途登山のこゝを催されぬ予其意の切なるを辭するに忍びず錫を飛して其寺に立寄りしかば和尚屬するに物外和尚逸傳の編纂を以てせらる。

○予素より其志ありて未だ其業を成すに遠あらざるの折柄なれば敢て其任に非ざれど咄嗟の間に之が快諾をなしぬ依て同寺の寶庫に秘藏せる古書遺稿を一覽せしに稍其詳かなるものあり是れ予が多年求めて得ざりしもの一朝にして出づ欣躍何ぞ言ふべし。

○是に於て予予は之を携帶して東都の僑寓に歸りぬ文壇布教の傍之を編纂せむとして其材料を校讎せしに紛糾錯綜の甚しき殆ど收拾すべからざるもの、如し故に手を下しては休め休めてはまた手を下すことこの幾十度たりしを知らず如斯にして烏兔を経歴すること茲に一春秋。

○師の逸話豪談は人口に噴々たりと雖も文献の以て徵すべきもの殆どこれなきに依り其の事實を證するに困めること幾許乎止むなく之を古老に聞き或は友

人に糺して稍其信を置くに足るべきもの、みを類纂編次す然れども未だ其の逸脱せるもの果してこの幾許ありやを知るべからざるなり。

○稍信を置くに足るべき談片たりと雖も或は其の事實を誤まれるもの定めし少なからざるべしうは偏に先輩後賢の教を俟たむとす教を請うて其の誤謬を訂し實話を聞いて之を後日に増補するは編者の深く望みて止まざる所なりとす乞ふ其の教に吝なることなからんことを。

○而して其の俳句中古紙堆裏より収拾し來れるもの少なからざりしかばうの未定稿と覺しきものありて之を本傳中に編入するは素より師の本意に背くと雖も精進を撰まずして蒐録したるは寸々維れ馨香片々是れ珠玉なりと賞玩するに由る是れうの玉石混淆を厭はざる所以なり。

○本傳の編纂は猛虎を畫かむとして而も犬猫に類するものとなりし之感なきにあらざれど其は編者の未熟にして老人の不遇なりしをいふの外なし且つ其語の拙にして其文の劣なる其意の高尙にして其言の卑近なるは社會中下の道俗をして廣く愛讀せしめむとするに外ならざるなり。

◎偉人豪傑の逸傳は其の煖皮肉活骨髓たるべきものなれども本傳の如きは其の煖皮肉をして冷却せしめ其の活骨髓をして死却せしめたるの感なくむばならず然れども予は世の文士の偉人に對して駭弄評騰せしが如きに倣はず終始敬虔の筆を以て師の半身を描き出せしなり。

◎世或は師を目して一個の壯士の奇僧なりとするは其龜を見て未だ其精を見ざるに由る思へ彼の剛強難化の家は辯舌を以て度すべからず文字を以て化すべからず師は生涯の度すべからざる者を度し化すべからざる者を化す其功や大なるものあり誠者知らずむばあるべからず。

明治三十七年甲辰孟春

埼外道人敬識

目 次

第一	序 言	一
第二	系 統	二
第三	生 誕	五
第四	出 家	七
第五	遊 方	九
第六	住 院	一四
第七	雨 請	一九
第八	拳 骨	二三

◎力士御用木驚く——海徳寺の表柱に拳骨を入る◎甚盤に拳骨を入る

目 次
第九 怪 力

◎海屋先生の賞嘆◎力士と力を競ふ◎軽く大石を運ぶ◎千石船の船綱を切断す◎茶碗を殺塵に碎く◎岡山の藩士を驚かす◎武者修行を驚かす◎傲慢の武士を降伏す◎駕籠屋の無禮を懲らす◎柔術の武士を懲らす◎今辨段の無禮を苦む◎尾道の仲脊を困らす◎野猿を殺して婦人を助く◎馬子を懲して婦人を助く◎似物外を降伏す◎辻切の武士を懲らす◎福井の藩士を懲らす◎永平寺の梵鐘をもちます

第十 武 藝

◎入門人名録——武道の起程◎近藤勇の道場を荒らす◎柔術の極意◎腕竹筒の力◎大力武者を弄す◎松江藩士の爲に武藝を談す

第十一 奇 蹟

◎怪しき女子に逢ふ◎大蛇を退治す

第十二 盗 難

◎船中にて盗賊を自状せしむ◎京都にてノリを殺活す◎夜盗の短銃に閉口す

第十三 書 畫

◎文武館の大額を書す◎自畫の富士山◎自筆の發句

第十四 風 雅

◎四季發句集——詩偈片々

第十五 勤 王

第十六 遷 化

第十七 拾 遺

◎回向院の相撲を見物す◎四條河原の相撲を見物す◎泥佛庵の由來◎兩雄戦力の談話◎護身の鎖鎌◎馬術に逢す◎千家公よりの贈興



目 次 了

目 次

物外和尚逸傳

塔外道人編纂

(一) 序言

拳骨和尚といへば三歳の兒童もよく其名を聞いてをる様であるが、偕その實傳は何うかといふに、今は八十の翁媪でも精しい事は知らぬ、それはその等今の世に名聲の赫々たる人でも、その實歴は何うかと原ねて見れば、何うもハツキリした事が分らぬ様なもので、今より三十餘年も前に逝くなられた師の生涯を知ることには、却々六ヶ敷い事で、進もその真相を描き出すことは出来なからうと思ふ、真相どころか師の片影だに描き出すことは出来まいけれど、或はその古文書に依り、或はその口碑により種々の方面より材料を蒐集し、以て聊か信を置くに足るべき部分のみ書き綴つて見やうと思ふのである。また今の内に之を纏めて置かねが終にその材料も紛失して、可惜この空前絶後なる大力無雙の偉人が忘れられて了ふであらう。して見ると師の傳を綴るは師をして蘇生せしむる様なものである故に慎重の

態度を以て能くそが吟味を遂げねばならぬ吟味は遂げた積りであるが死人口な
しで或は稍想像に屬する事柄と或は見聞に洩れた逸話も多からうと思はるれど
開は是非に及ばぬこと今は且く管見の儘を記しおくゆゑ足らぬ所は更に大方の
教を乞ふ事とし一斑のみを記述する積り隔靴搔痒の感あるは止むを得ぬ

(二) 系 統

文藝には文藝の遺傳があり武術には武術の系統があるので茄子の蔓に瓜は生ら
ぬ師が少年の時より何人に就て傳授せられたとこふ事もなく誰某の門人といふ
こともなしに天稟の秘術與傳を得られたといふものは其の由來する所がなく
はならぬ今古書に依てこれを調べて見るに師は實に武田信玄公九代の孫である
ぞと申し傳へてあるそれもたゞ漠然たる事下はなく精細にその系統を糺してみ
れば實に左の通りである

○ 晴 信 初 代

從四位大膳大夫信濃守甲州の守護三十一歳の時
禁中より法性院大僧正信玄に補せられたり天應
四年癸酉の四月十二日五十三歳にて逝去せらる
法號は惠林寺殿横山信玄大居士と稱す

○ 隆 法 二 代

○ 信 直 三 代

童名を善太郎といひ後に三木
兵衛尉と號す法號は直信院殿
月光道榮大居士と稱す

○ 信 光 四 代

三木吉左衛門の妾腹なり攝州大阪にて醫師とな
る後に三木壽仙と號す元禄八年三月十五日卒す
法號を道顔宗月居士と稱す

○ 一 信 五 代

三木竹之助備前の兒島に住す享保四年己亥の十
二月十日に卒す法號を胡岳道珊居士と稱す

○ 信 安 六 代

系 統

統 系

三木要人備前の見島に住す寶曆十三年癸未の七月晦日卒す法號を柏峯道松居士と稱す

○信高 代七

伊豫國松山領大三島に住す三木三郎兵衛寛政二年庚戌の十一月十一日卒す法號を孝岳宗忠居士と稱す

○信茂 代八

三木兵太さいへり始めて松山侯に仕ふ天保七年丙申の九月十日卒す法號は觀阿道喜居士

○物外

三木兵太信茂の嫡男出家して備後國御調郡栗原村曹洞宗濟法寺に住す不遷と號す同寺の第九世にして再中興なり元治元年乙丑の三月十七日任務を祖庵全之和尙に譲りて隱棲す

何うも詳しい事は解らぬが大略は先づ此んなものである

(三) 生 誕

老師の生年月日はハッキリせぬけれど慶應三年丁卯の十一月廿五日七十三歳にて遷化せられたといふことは其の當時の書類にハッキリと書いてある若し慶應三年が七十三歳ならば寛政七年丁卯の生誕でなくてはならぬ然るに又天保元年濟法寺へ住職せられんとする際廣島なる役所へ出願せられた書類に依て見ると「今年三十七歳に罷成候」とある天保元年から三十七年前は正しく寛政六年の甲寅に當るさうして見ると七十四歳で遷化せられたものと定めねばならぬ而して師は伊豫の松山に生誕せられたものにて其父は系統にも示した通り松平隠岐守の家臣三木兵太の長男母は同家中森田太兵衛の娘とある自身の書面に自身の事を認められたのであるから間違ひはあるまいと思ふ而して幼名を吉次郎と申したさうである是れは一説

次に老師の徒弟たる渡邊木鈴和尙が古老より聞込まれた一説に依ると斯うである松平隠岐守といふ人は薩州嶋津家より松山の城主久松家へ養子として入らせられたもので幼年の頃は辰丸様と申し上げたのであるが物外和尙は此の

御方の落胤である。其譯は同國浮穴郡上林村といふがある。其處に併箇組といふがある。その武田氏より右久松家へ御殿女中に上つた娘がある。其者は浴室場の役を勤めて居たさうであるが、ツイ辰丸様の御手が掛つて懐妊を爲し、寛政六年は即ち寅の年にて寅の日の寅の刻に出産致されたので、虎雄と安名せられ、其兒は母方へお渡しになつて養育せしめられたとある。まあ今でいへば私生兒である。ソコで其子が六歳になつた時、即ち寛政十一年五月七日その菩提所なる山越の龍泰寺祖燈和尚の所へ小僧に遣たので、後に廣嶋傳福寺觀光和尚が道後へ入湯に來られ、其時同和尚の所望にて連れ歸り弟子にせられたのである云々

この話は何うも事實に近い様であるが、併し生月日の不明なるは遺憾である。母も貴人の落胤にて持餘しものであつたから小僧にでも遣たものらしい。爾ういふ間に出來た人であるから、其中に無限の興味が含まれてある。又寅の年の寅の日の寅の刻に生れたから虎雄と名けたといふ是れから考へて見ても、老師が天下無雙の大力を具して居られたといふ所に何となく思ひ當る所がある。して見ると三木兵太と森田氏との間に生れたといふは公儀へ書上や何ぞの都合にて形式的に表面

を繕ふたのではあるまいか。昔でも今でも止むを得ざる邊より表裏の顛倒してをることば珍らしからぬ事である

(四) 出家

師の一代記ともいふべき一大鏡といふ書類がある。コレは弟子の木鈴和尚が壯年の頃筆記せられたもの。其中には七歳にて出家せられたといひ、前記の一説は明治三十四年の秋今の濟法寺現住三浦鐵禪和尚へ書面にて答へられたので、其中には六歳の時出家せられた様に申してある。して又師が濟法寺へ住職せらるゝ時、役場へ差出された書類の寫に依て見ると、廿七年己前廣島傳福寺觀光和尚の弟子に相成候云々とある。之に依て見ると十歳か十一歳の時觀光の弟子になられた様である。何故かといふに此書面は天保元年に認められたので、元年から廿七年前は文化元年にて師が寅年の生れなれば十一歳卯年の生れとすれば十歳の時であるからのこと

然るに天保八年同く濟法寺へ住職する事に關し、廣島の役所へ差出された書面の寫に依て見るに、拙僧者生國伊豫國松山にて父は松平隱岐守殿家臣三木兵太夫

母は同家中森田太兵衛の娘にて御座候處去る午天保五年の七月死去仕り父は存
 生に罷在候拙僧義出家懇望に付同國禪宗龍泰寺祖燈和尚の弟子に罷成剃髮仕り
 其後御當國同宗中島傳福寺觀光和尙の嗣法弟子に相成申度段御願申上候處卯の
 三月御免許御座候云々であるこの文句より考へて見るも老師は六七歳の時より
 四五年の間は龍泰寺祖燈和尚の弟子になつて居られたことは明かである即ち祖
 燈和尚は得度の師剃髮の師匠とも授業師とも親教師ともいふにて觀光和尙は嗣
 法の本師である

さて又木鈴和尚の書中には傳福寺圓瑞とあれどそは分明ならぬ矢張觀光和尙
 といふのが正しい様である
 老師の後住なる至之和尙その弟子なる桂堂和尚等の口碑に傳はる所を聞く
 に廣島傳福寺の觀光和尙が或る時伊豫の道後の湯治に行かれ龍泰寺に滞在せ
 られた折柄祖燈和尚の話しに拙寺には不遷といふ小僧を養成しつゝありませ
 がイヤハヤ何うもワンバク者で逆も出家の見込はない様で御座ると申された
 るに觀光イヤ拙僧は如何なる者でも一旦寺院に來たら成る可く歸俗はさせぬ

考へて御座る若し尊師に見込がなく不用とあることなれば拙僧が貰ひ受て
 歸りませう觀光では尊師へ差上げますから何うぞた連れあさつて下さいまし
 とて遂に廣島へ連れて歸へられ和尚の弟子にせられたること觀光和尙は弟
 子を育てることが上手で嗣法の弟子は十人以上もあつたとのことコレは如何
 にも事實と思はれる

成る程祖燈和尚の云はれた通り十歳前後は何れも子供のソンバク盛りであるが
 この不遷は殊に鹽が辛い手にも足にも合ふたものではないされど佛經や祖典を
 教へて見るに鹽の辛い丈ありてその覺えの善きことは尋常一様でない却々敏才
 なもので一を聞けば十を知り十を聞けば百を知るといふので或は困り或は喜ん
 でをられた不遷は諱物外は其號である

(五) 遊方

師が文武兩道に達せられたのは殆ど天京と云つても宜い位であるが最早十二歳
 の頃より武道に志し毎夜の如く觀光和尙の目を忍び市中の或る道場に往いて劍
 術の稽古を爲し又は儒者先生の學塾に通うて頻りに學問の稽古をして居られた

さうである斯くて晝間は師僧に就て佛經祖典の教授を受け夜間は文武の二道を兼學せられたのでその上達は恰ながら雨後の筈が伸びあがる様であるから師僧も兄弟弟子も皆舌を捲いて居たとのこと

流石は利發な丈あつて早くも佛經祖典の教授を受けるばかりでは晝餅の飢に充たぬ様なものといふ所に氣が付き十三歳の冬からは師僧の許を辭して國泰寺の僧堂に入り孜々翼々として坐禪を修せられたとある

師十五歳の春三月の中旬頃茶臼山に於て子供合戦を開始せんと思はれ事成らずして差止められたことがある其は何んな事柄であるかといふに廣島は城下の事であるから或る家中の手習小供と町人の手習小供とが一路傍にて口論を始めた此時師は町人の仲間に入り武士の子供等に侮辱の言葉を與へたので非常に憤激しイザ勝負に及ぼうとなつた所で師の方でも素より胸算のあることなれば狼りに言を發しない同じ勝負するはどならば本式にやらうとて夫れならば日を期し茶臼山に於てやらうと契約し其場は夫れで分れとなつたさて其の子供とは云ひながら十五歳より十八歳以下の者であるから侮ることは出來ない夫々連判帳を

製へて連判を取たのである

さて其れから町人の小供等は鍛冶屋へ鎗を誂へるやら太刀の才覺をするやら却々の騒ぎさうして何れも親々に暇乞ひをするから何事ぞと尋ねた所が斯々の次第にて決戦のため茶臼山へ出陣するので御座ると云つたので親々は大いに心痛し夫れは何にしても大變な事が始まつたと役場へ其旨を届出でた所が役場でも非常に驚き夫れは聞捨にならぬとて役人が國泰寺に往き役付と談判中師は早くも秘密の洩れたことを悟り座邊にあつた連判帳を手洗場へ持ち行き線香に火をつけて逸早く焼拂ひ知らぬ振りに澄し込んで居た所が役人は不選小僧に向ひ申すに明朝は早々役所へ出頭せられよと告げたので師は翌日早朝役所へ出頭せられた

是より先き事の發覺したるより役人は茶臼山の陣立を檢分した所が地雷火等を始め其他如何にも功みなことが仕掛てあつたさうで一たび知らずに其の伏線内に這入らうなら見すく塵殺にされるのである

お上でも能ほど驚いたものと見え役人が不選小僧に向ひ其方は子供にも似合は

遊 方

ぬ何うして彼んな陣立を巧んだのであるかとの問ひに師は之に答へ、ハイ彼れは太閤記實録を讀んで工夫致したので御座りますと申されたさうである。諸役人も其れには大いに膽玉を奪はれ恐気がさしたものと見え彼んな奴を城下に置ては危険であるとの慮りから國泰寺の住職に向ひ不遷小僧には行脚を勸めて國外へ逐出す様にと注進せられ傳福寺の觀光和尚よりは勘當を申付られたので師も爲方なしに上方を指して發足せられたとある

僅か十五歳にて斯ほどの事をせられたのであるから怖がらるゝも道理である。小僧にして斯くも英雄の氣象を具へて居らるゝので之が若し本當の武士になられたならば何んな事を仕出來すかも知れない

師は十六歳の春正月より大阪にて借家を爲し托鉢修行して儒學を研究せられ十九歳の冬までミツシリと勉強せられたさうである

文化九年の十二月中旬より武者修行の姿となつて兩三年の間諸國を遍歴せられたやうである。此間充分に武藝の稽古が出來たものと見える

文化十三年は師が廿三歳の頃である。此時遠州の府中宿と申す所に住庵して佛學

三

を修めて居られたと申すことである。其時龍泉寺といふに江湖會及び授戒會があつた師偶々それへ參詣して見られた所が雲水僧の盛なる問答がある。其時師はヒヨット群集の中から黒染の直綴に袈裟を掛けて問答に出られた。其時の助化師即ち西堂和尚は山城宇治の興聖寺磨瓶とて有名なる大和尚である。問答が終つてから西堂寮に到り親切に茶話せられ、尙師が廣島國泰寺に居られたといふので一層親しくあり、夫れより興聖寺に掛錫して三ヶ年も綿々密々に辨道せられたのである。師は何事につけても他人の背後に立たぬ力量があるから兎角人を慢する心もあつたものと見え磨瓶和尚は深く其の病根を診察し、金剛般若經の中なる無我無人無衆生相の法藥を投じて教訓せられたので師は大いに省する所があり、恰も雲霧の晴亘つた如く胸中の爽快あることを得られたとある

遊 方

三

文政二年は師の年が廿六歳。此春二月の中旬興聖を辭して京都に出で、暫し留錫を爲し、又尾州邊に錫を留められたこともある。其後東京駒込吉祥寺山内栴檀林の加賀寮に掛錫して居られたさうである。この加賀寮で三年の間熱心に勉強せられたので、此時の逸話は別項に於て語る積り

住 院
師は文政四年の冬周防の瑠璃光寺にて立職せられたとある。此時寅年の生れとすれば二十七年卯年の生れとすれば二十八

(六) 住 院

文政九年は師の年が廿九歳同年の二月下旬には久し振にて廣島へ歸り傳福寺の觀光和尚に對面せられた所が昔しのワンバクに引換へて大人敷なられ修行學問武道強力書道俳諧等一から十まで天下の物外と云はるゝほど高名な人となつて歸へられたことゆゑ師の觀光も非常に喜ばれ昔しの勘當をも許され彼此して居らるゝ内に濟法寺へ住職させたいといふ話しが持上つて來たものと見える。然るに一寺の住職となるのが昔と今とは大いに其の手續が違つてを幸ひ其の當時運ばれた手續の書類が一二濟法寺の室中に残つて居たから一は當時の事情を知る爲め一は後世の參考として茲に其の一二を掲げて見やう

覺

一御調郡栗原村禪宗濟法寺無住ニ付拙僧弟子物外後住ニ居へ申度濟法寺且那中相談上御願申上候拙僧モ同心ニ御座候間願之通相調候様宜敷被上可被下候以上

文政十三年寅五月

廣島禪宗傳福寺

觀

光

庄屋 延右衛門殿 同 群四郎殿 組頭 彌次兵衛殿 同 卯平太殿
同 豊助殿 同 貞平殿 同 幾平殿

覺

一拙僧者生所伊豫國松山ニテ父者松平隱岐守家臣三木兵太母者同家中森田太兵衛娘ニテ御座候父母共未存生ニ御座候拙僧發出家望ニ付廿七年巳前同所龍泰寺祖燈和尚之弟子ニ相成剃髮仕居候處此度當國中島傳福寺觀光和尚之弟子ニ相成今年三十七歳ニ罷成候只今迄諸國遍歴仕候處此度御調郡栗原村禪宗濟法寺無住ニ付拙僧ヲ後住ニ居へ申度段且那中ヨリ御願申上候拙僧モ望ニ御座候間願之通相叶候様御願被仰上可被下候以上

廣島禪宗傳福寺觀光和尚弟子

文政十三年寅五月

物 外

庄屋 延右衛門殿 同 群四郎殿 組頭 彌次兵衛殿 同 卯平太殿
同 豊助殿 同 貞平殿 同 幾平殿

覺

一御調郡栗原村禪宗濟法寺無住ニ御座候ニ付廣島禪宗傳福寺觀光和尚弟子物外後住ニ居へ申度且那共同心之上御願申上候間願之通被仰付被下候様宜敷被仰上可被下候以上

文政十三年寅五月

濟法寺且那惣代

吉和濱

勘

三

郎 印

住 院

蓋

住 院

庄屋	延右衛門殿	同	群四郎殿	尾道町大阪屋	平	兵衛印
同	豐助殿	同	貞平殿	同 木原屋	幸	助印
				組頭 彌次兵衛殿	同	卯平太殿
				同 幾平殿		

右者當村禪宗濟法寺無住ニ付廣島禪宗傳福寺觀光弟子物外後住ニ居ヘ申度尤本寺之儀者武藏國葛飾郡下野村瑞光寺ニ御座候此度物外住職之儀本寺同心ニ御座候得共遠國故書附指出シ不被申候得共濟法寺且那共書附之趣吟味仕候處相違無御座候ニ付取次差上申候間願之通被爲仰被下候ハ、難有可奉存候以上

西山造酒様
野田瀧之助様

庄屋	延右衛門
同	群四郎
組頭	彌次兵衛
同	卯平太
同	豐助
同	直平
同	幾平

寅 五 月

落合萬右衛門様

覺

一豫州松山龍泰寺祖燈和尚弟子物外僧弟子ニ仕度奉存候同人モ納得仕候間此段相調候様宜敷被仰談可被下候以上

卯 三 月

傳 福 寺

國泰寺御役寮

前書之通願出候間此段相調候様宜敷被仰上可被下候以上

國 泰 寺 印

八 月

兩御奉行中殿宛

右豫州松山龍泰寺弟子物外ト申僧弟子ニ仕御當地住居在度段願出之趣承届候條可爲勝手次第右之通被申渡有之候以上

卯三月廿八日

松野唯次郎
石原司馬丞
市川彌左衛門

國 泰 寺 様

覺

一拙僧者生所伊豫國松山ニテ父者松平隱岐守殿家臣三木兵太夫母者同家中森田太兵衛娘ニテ御座候處去ル午ノ七月死去仕父ハ存在ニ罷在候拙僧モ出家懇望ニ付同國禪宗龍泰寺祖燈和尚ノ弟子ニ罷成剃髮仕其後御當國同宗中島傳福寺觀光和尙嗣法弟子ニ相成申度段御願申上候處

住 院

志

住 院

六

卯ノ三月 御免許御座候處此度御調郡栗原村禪宗濟法寺無住ニ付拙僧ヲ後住ニ居申度段同寺
檀中ヨリ相願申候拙僧モ懇望ニ御座候間願之通リ相叶候宜敷被仰上可被下奉願候 以上
廣島禪宗傳福寺觀光和尚弟子
天保六年未八月 外印

此外の書類は寅年に差出したる書類と同じ意味のものであるから略す而して
文政十三の寅は天保元年に當るのである

以上の書類に依て考ふるに師が濟法寺の住職とならるゝに就ては五六年も掛つ
て漸く許可になつたものかと思はれる夫れといふのが少年の時國外に放逐され
た嫌ひがあつたからの事かも知れぬ
然るに又茲に一つ以上の反證となるべき書類がある夫れは左の通り

一御調郡栗原村濟法寺開山者國泰寺十一世笑堂和尚
體國院様御引導ノ師ニ御座候然ル所御當坐御法事諸家様並ニ御家中御香奠ヲ以テ國泰寺輪藏
一切經被致御寄附既ニ同御香奠ヲ以テ濟法寺建立ニテ被致隱居依而 體國院様御牌被奉
安置附而者御紋附御幕御釣燈等モ傳來仕從夫以來朝暮不忘御回向奉仕候義ニ御座候
就中當住拙僧義拾七年以來住職仕候所無檀之拙寺ニ御座候故諸堂修繕等モ行届キ不申 體
國院様御位牌堂雨洩座上床モ落居申諸堂共ニ角々ヨリ竹杯モハへ上リ住職之甲斐無御坐敷ケ
敷次第ニ奉存然ル所當冬十月ヨリ來ル已正月十五日迄江湖會執行仕候ニツキ何卒町方一統勸
化御着帳被下候得者 御位牌堂始メ其外諸堂少々ノ取締ヒ仕度奉存候御時節柄之義ニハ御坐

候得下モ御由緒モ御坐候拙寺ニテ御座候間此段宜奉頼上候以上
天保十五年辰八月 濟法寺 物 外

此の江湖會勸化の趣意書は老師の親筆であるこれを唯一の證據として天保十五
の辰年より十七年巳前に溯れば文政十一戊子の年に始めて住職せられたものと
考へらるゝのである此時老師の資壽が三十五歳である三十五歳より十七年目な
れば師が五十一歳の時江湖會を執行せられたものと思はれるさうして御住院は
何うも文政十一年の方が確實らしいして見ると天保元年より六年頃までの間に
出願の手續をせられたのは打消すべきものであらうか活すべきものであらうか
コレは多分文政十一年に實際内入院をせられ天保元年以後は形式的に其筋の手
續をせられたものであらう

(七) 雨 請

師が濟法寺の請待を受けて住院せられし後天保年間に大旱魃があつて近郷數村
の田畑が乾いて稻がみな枯れさうであるトコロで人民が大いに心配を爲し相寄
て相談するに今度濟法寺の住持になられた物外禪師といふは世にも名高い和尚
ぢやといふ評判であるから彼の和尚様に雨請の祈禱をして貰うたら宜からうで

雨 請

七

はないか」と發言する者があつたれば何れも二言となく其れは善い考へちやお頼み申すが宜からうと相談一決して師に頼んだ所が師は直に承諾せられ農民等に申さるゝに「此度の早魃は非常なもので尋常一様の祈禱では靈驗も覺束ないかと思はるゝ就ては當寺の梵鐘を龍神に獻じて八大龍王の加護を仰がなければ願望が成就すまいと思ふされど此の梵鐘には施主家もある事ゆる其れに無断にて獻ずる譯にも參らぬからお前方と此方と同道して施主家の承諾を得やうではないかとて其家に行き事の仔細を述べられた所が村々の爲になる事あれば其の主人も直に快諾したから大勢の者共に其の百貫目以上もある梵鐘を下ろさせ其れを吉和村の海邊に運ばせ船と船との兩間に繋ぎ之を海上に浮べ一七日の間晝夜を分たずして祈願をする事とし龍神若し雨を降したらんには其の報酬として此の梵鐘を海中に沈むべしと念じ身軀を清淨にし香を焚て船中に坐禪入定せられた爾うして一週の日も將に満たんとするや天の一方より黒雲起り波濤亦從つて起り見る間に大降雨となり三日三夜の間降り頻つて田畑山林の草木五穀が蘇生復活の色を呈したのである

ソコで約束の通り梵鐘を海中に沈めやうとするに際し其の梵鐘の施主家ある主人は何を思ふたやら我家に掲げてあつた半鐘を持ち來り申すやう願望が既に成就したからには何卒この半鐘を以て大鐘に代へられたう御座ります」と時に師の申さるゝやう貴公は過日豫め獻納の事を相談せし時快く承諾せられたでは御座らぬか今この大雨を得て大鐘の代りに小鐘を獻ずるは龍神を欺くことになるので不敬此上もなき事ぢや此度の潤ひは實に數十萬の人民を救ふたのであつて如何にも我が精神を籠めて誓ひたることを破るといふ事は實に忍びざる所で御座る」とありたるに「主人」も神佛へ奉納の品といふものは大抵雛形のものです殊に此梵鐘は我が祖先冥福の爲に奉納したもので貴僧が之を自由に成さうといふは御無理かと思ひます」と時に師は大いに怒り何うも一旦快諾して置きながら今となつて彼此いふは理不盡の事といふもの左様なことを申さるゝならば我も大いに決心する所があるとして直ちに座を立ち其の大勢の者で大騒ぎを爲し運び出した兩舟の間に釣下てあつた梵鐘をば大喝一聲以て其の龍頭を執り大鐘を頭上に伸揚げ二三間も遠く海中に擲げ込まれたトコロで其の主人は大いに驚き且

つ師の怪力に恐れを生じ却て己れの遠約を詫びたといふことぢや
 此時までは未だ土地の人が師の怪力を知らなかつたので梵鐘の施主が慄ひあが
 つたのみではなく近郷近村の人民共が其の勢ひを見るや何れも皆舌を捲て驚嘆
 したのである雨降の靈驗ありしに驚喜してをる途端に圖らず師の怪力を見たも
 のぢやに由て土地の人民は天狗でも乗移つたのであらうか金剛夜叉の再來でも
 あらうかと膽を潰さぬ者はなかつたといふこと
 夫れから農民は無論尾道の町民までが雲霞の如く濟法寺に到り酒樽を持込むや
 ら餅を搗いて獻納するやら野菜物を持参するやらして感謝の意を表したとある
 さて不思議なる哉それより程経て後りの百貫以上もある梵鐘が獵師の網に掛つ
 て海岸に浮きあがつたのである時に獵師共が思ふにコレは濟法寺の釣鐘にて物
 外禪師が雨請の時龍神へ献上せられたのであるが此の重い百人以上も掛らな
 ければ動かぬものが今輕々と網に掛つて此に揚つたのは不思議千万と云はねば
 ならぬだからコレは龍宮様が物外様へお返しになつたのであらうから直ぐ濟法
 寺様へ此事を申し上げるが宜からうといふ事になり兎に角二三百人の獵師が寄

て掛つて海岸に引釣り上げた潮と共に海岸近くまで輕々と揚つたものが潮を離
 るゝや梵鐘元來の重量となつたのも實に不思議千万と云はねばならぬ
 夫れから獵師共は惣代を選び此事を師に告げたれば師大いに喜び夫れでは龍神
 が返して下さつたのであらうとて惣代共同道して海岸に到られ御覽になると
 梵鐘の上部にある鱗を見た様な瘤が八箇ほど嵌りてをる師は之を一見して仰せ
 らるゝにハ、ア是れは八大龍王が一箇ツを受納せられたので此れはモウ濟法
 寺へ返すとの神意に相違ない定めし梵鐘の施主家も満足するであらうとて師は
 其の龍頭を執り輕々と獨りで肩に載せて寺の門前に到り其の高き石壇をも苦と
 せられず外の者が一二貫目もある位な物を背負て登るが如く易々と登りつめ元
 掛けてあつた本堂の前に弔されたのには前日の驚きよりも一層に驚きが甚しか
 つたといふ事ぢや

(八) 拳 骨

師の強力無雙なることは雨請と梵鐘との一事に就ても其の大略を知ることが出
 來るのであるが其實師の怪力は何程あるやを知ることが出来なかつたのである

當時の人は評して二百五十人方と云つたが其れも實は側から推測したまでの事
 で實際の事は分らなかつたのである故に怪力といふより外に仕方がない其位で
 あるから師が一たび拳骨を入れらるれば堅木も亦凹むのであるけれど徒らに拳
 骨を濫用せらるゝ様なこともなし滅多に其力を出さるゝ様なことはなかつたの
 で餘程憤激せらるゝか左もなければ非常に意氣込まれぬと本統の拳骨力が出な
 かつたのである師の生前を知て居る人より聞くに師が態々基盤にでも拳骨の跡
 を遺さうとして入れらるゝ時は玉絆を掛け非常なる力を籠め怡も恐ろしさうな
 る身構を爲し其の勢ひに乗じて入れらるゝこの事である此事を知らぬ者は何で
 もなき事の様に思つて居るから今拳骨の逸話を記す前に一言して置くのである
 ●尾道の新地と稱する所に海徳寺といふがある其寺の中庭に於て角力の興行が
 あつた時師も見物に往つて居られた其時の大關は御用木と申すもので産れば豊
 前將軍上覧の相撲にて當時日の下開山の横綱不知火を倒して天杯と緋の社印と
 を拜領した却々の剛力者……師は性來脱洒な人で美服を飾るといふ事が大嫌

ひソコで何時も彼も破れ衣を着て乞食坊主の出来損ひの様な風をして居らるゝ
 ものゆゑ知らぬ者は高僧とも何とも思はない何とも思つて居らない所で案外を
 事があるから世人が驚くのであるさて角力も始まつて段々佳境に入り御用木が
 土俵場に出た時和尙も興に乗じ大關ソツカリやれと思はず識らず側から評せら
 れたのが御用木の耳に這入たものと見えそれが癪に障り失敬な事をいふ坊主ち
 やといへば關取の中に和尙と懸念な者があり彼れは濟法寺の物外傑とて大力無
 雙の御方で御座るからと斟酌すれば御用木が申すに何に大力無雙杯とは……
 如何に物外の力が強いからとてあの小さな坊主總身が昔力であらうとも知れた
 ものぢやどの慢言が和尙の耳に這入り和尙もムツトせられたものと見え和尙は
 御用木に向ひ貴公其んな事を云ふなら試しに已れの拳骨を一ツ受けて見よと和
 尙もまだ壯年血氣の時であるから何うも忍ぶに忍ばれなかつたものと見えるす
 ると御用木が腕を出して受けるから入れて見たまへといふを關取共が寄り集り
 御用木を諫め扣へさせ和尙に断りして都合よく仲裁を致した見物の諸人は驟て
 大力の和尙なることを知てをるものゆゑ何うなるものかと手に汗を握り角力は

且く中止の姿となつて此方許りに視線が注がれた時に師は噫聲念であるとい聲
叫んで海徳寺の表柱へ拳骨を入れられたれば其柱が凹んだので御用木も驚き見
物人も非常に驚いたといふ事である

●師が青年の時江戸と申して居た比淺草の某寺に掛鐘してとられた若い折から
基が敷寄であつたものと見ゆ。一日藏前といふ所をブラ／＼と素見してをられた
所が古道具屋の前に如何にもお氣に召した基盤の賣物があるので、それが欲しく
なり「コレ／＼御亭主殿この基盤は何程で賣るのぢや」と問はるれど例の破れ衣を
着て殺風景な雲水坊主であるから亭主はホンの素見ぢやと見て取り碌々に挨拶
も爲ない師は眞面目に再三問はるゝから亭主も商賣のことなれば相手にならぬ
譯にも行かず「ハイ夫れは壹兩二歩で御座ります」と答へた左様か今は持合せの金
がないけれど數日の後には屹度買ひに来るから外へ賣らずに置いて下さい「道具
屋ハイ私の方も商賣の事で御座りますから買手が付けば何時でも賣らねばなり
ませぬ夫故只賣らずに置いと仰つしやつては困ります是非お求め下さるのなら
ば幾分かの手付金を置いて下さいまし左様でなくては保存して置く譯に参りませ

ぬ物外でも今は其の手付金も持合せない爾うならば斯うして置かうとて基盤
を引繰り返し鐵拳を堅めて其の裏面に押されたれば其の拳影があり／＼と跡付
て見ゆるものゆゑ道具屋も大いに驚きこれは凡僧でないと思ふたものと見え二
言に及ばず承諾して其の宿所を記し置き翌日自から師の許へ持参したといふ事
である斯ういふ話しはまだ幾等もあらうと思ふ

(九) 怪 力

大力強力杯と云ふよりも寧ろ怪力といふ方が其當を得てをると思ふ五人力や十
人力の者は間になきにしもあらねど二百五十人力とは驚くの外はない

●嘉永元年の頃京都から有名な海屋先生といふが中國に漫遊せられ尾道在の
濟法寺へ到られ師に對面の折柄豫て大力無雙及び書畫の聞えも高き事ゆる何う
ぞ和尙の伎倆を拜見致したいものとの望みにまかせ早速寺中の竹藪に入り生竹
を引抜き笹を拂ひ其れを結で手絆となし二百五十人の門弟を相手に劍術を試み
られたけれど少しも緩む色たに見えぬ其の妙術には海屋先生も手を拍て賞讃せ
られ且つ書畫俳句等の巧妙なるに驚かれたといふ

●次に又四人の相撲取に船の船繩を持たせ夫れを和尙の腰に巻き締め四人が有らん限りの力を出して引張つたけれど師は大盤石の如くにしてビクともせられなんだといふ事ぢや

●又師の住山せられし濟法寺の山の半腹にある其山に厚サ壹尺五寸長サ六尺ばかりの石があつた夫れを人足が六人も掛つて寺の玄關先へ据ゑるやうとして一生懸命の力を出してをる所を和尙が見られエロー竹が折れる様ぢやから此方が据て遣らうとて夫れを薦に巻き一寸鐵瓶でも提げた様にして何の苦もなく玄關の前に運ばれたことがあるさうな今も其石が寺にある

●師が姫路公より二百石の扶持を頂戴せられしも亦その大力を賞讃せられての事である开は如何なる理由かといふに和尙ある時須磨の濱邊を通りかゝれたスルと姫路公の家老を始め諸役人が船遊をしてをられたツイ何気なく歩行して居られたものであるから其船の船繩に躓られた師は例の破衣を着てをらるゝものゆる何處の乞食坊主であるかは知らねど無禮な奴ぢやとでも思ふたものと見え「コラ」お前は何處の僧ぢやと咎めるから師は之に答へ「ハイ恩僧は備後尾道

怪 力

三

濟法寺の物外と申す者で御座りますと申された物外和尙といへは豫て大力の僧であるといふことを聞いてをるが貴僧が物外であるなれば試みに其力を見せて貰ひたいものぢやと單刀直入に斬込まれたから師も間に髪を容れず左様ならばどその躓躓した千石船の船繩を把り何の造作もなくブツ、リと捻ぢ切られた所で役人も大いに驚き成る程コレは疑ひもなく有名の物外に相違なしと疑ひが晴れ早速船中へ招き乗組の家老諸役人へ對面せられ夫れから又御殿に往き兩三日も逗留せられ姫路公へも對面せられて種々の法談もあつた様子時に公は其力を稱讃せらるゝのみではなく師の道力に歸依せられ遂に濟法寺を以て祈願所と定められ爾後毎年二百五拾石宛の祈禱料を納めらるゝ事となり師も亦毎年一度は必ず御殿へ見參せらるゝ事になつたのである

●嘉永元年三月の頃九州から武者修行が濟法寺に來り和尙に對面を致しお茶を呑でから茶話を爲しつゝ其の茶吞茶碗を掴みミリツと碎いたスルと師もすかさず此の奴は力のあるを自慢に無禮なことをしやがるナと御自分には三本の指にて三返キリツと廻して微塵にして見せられたので如何に力の自慢な武士でも

怪 力

三

怪 力
其れには膽を潰し談話もソコくにして立退いたとある何うも師の力は逆も人
力とは思はれないやうである

● 我時備中岡田の藩士にて身の丈七尺もある豪勇の一武士が濟法寺に來り師
と互に力競をして見やうとのことなるゆゑ師は渠が膽玉を取てやらうとて寺の
後山から二十貫目餘りもある餅搗臼に似た丸石をば小脇に抱き珠敷を纏りなが
ら持歸られた夫れを見た一武士は膽を冷し是れは逆も我力の及ぶ所でないと思
ふたものと見え只世間話に茶を濁して匆々に歸り去たことがあるマルデ拵へた
話の様な感じがするけれど實際である

● 濟法寺の門前に高サ二尺餘巾三尺長サ七尺計りもある花崗石の手水鉢があ
る一日師が中庭で粗服を着て掃除をして居らるゝと一人の武者修行が訪ひ來り
武術でも闘はさんとするの意義込にて物外和尙は在宅で御座るかナと師はスカ
サズイヤ只今不在で御座ると答へたまゝ掃除を爲しツ、手水鉢のある處にはき
いたり左の手を以て手水鉢の一角を捧げ右の手を以て其下の塵芥を拂ひ爾うし
て何の造作もなく自由自在に動かし其の位置を繕うて居らるゝので武士は其れ

を見て心に驚きながら師も却々意地がわるい不在杯と偽り彼を驚かしてやらう
との魂膽に相違ない何うも今見てをるに貴僧の力は實に非凡なものぢやが全轉
貴僧は何者で御座るなと問ふから問はせ様どの策略ぢやものイヤ拙僧は物外様
に隨身してをる所の卑僕同様の坊主で御座ります今に和尙が歸山せられたなら
は御取次を致しませうと答へられたれば武士も益々驚いた様子にてイヤ何うも
貴僧の大力には驚きました何れまた出直して和尙御在寺の時に罷り出でませう
から其由を通じて置いて下さいとて彼は襟を正しく立退いたことがある彼は其
れ切にて再び來なかつたといふ事ぢやが思ふに弟子坊主ですら彼んな強力があ
るゆゑ和尙は何れ程の者であるかも知れない逆もく寄ても付けないだらうと
の臆病を起したものと見える

● 師が東海道を過らるゝ時二人の武士と共に一旅館に宿泊せられたスルとお
客が大勢あつて非常に繁忙を極め番頭が士人を待遇するの禮を缺いたものと見
ぬ其の武士が大いに怒り武士に對して無禮な振舞をするとして非常に詰責してを
る番頭も色を失うて平身低頭種々に詞を盡して宥恕を乞へど益々怒つて許さる

と云はない時に師は隣室に居られ其れを氣の毒に思はれたものと見え其場に出で只今拙僧が隣室にて聞きをれば番頭が無禮を致されたとの事で御立腹は御尤の事で御座りますが何分お見かけの通りお客も大勢ありまして思ひながらも行届かなかつたので御座りませうが何うぞ御勘辨なさつて下さいましと仲裁てはない番頭に代つて過まられたスルと其の武士は尙更怒り何ちやこの坊主餘計なお世話ぢや黙れ……汝の知つた事ではないと恰も恐しき權威夫れは甚だ恐れ入りましたが高が禮義を知らぬ番頭の事で御座りませうから何うぞ罪を許して遣つて戴き度う御座りますと黙れと云つたら黙れ其處を立退かねば先づ其方から手討にするぞと益々怒るイヤ其れは何うも恐れ入りましたと師は何處までも平身低頭してをられる何に武士に對して無禮なことをいふ恐れ入りました位では承知ならぬ手討にするから覺悟をしる時に師は笑つて申さるゝやう坊主は死人も同様なもので御座る故に今尊公方の刀を汚すが如きことは敢て辭せざる所で御座る然れど僧の死に就きますには自から其法が御座りますから暫時の間御猶豫を願ひます爾うして仕度が出来ましたならばお手討になさつて下さいましと

怪 力

三

夫れから師は忽ち法衣を着し庭前に在る五六人も掛らなければ動かぬ様な巨大の石をば小兒が玩弄物を持遊ぶが如く庭の正中に積み累ね其上に結跏趺坐を爲し口に稱名を唱へながら其の武士を招き愚僧が臨終の式は斯くの通りで御座る何うぞ早く手討にして下されと云ひつゝ傍らに在る尺餘の石をば其の坐前に列ねられた武士は其の怪力に驚き匆々にして其の旅館を逃げ去つたといふ

●師が江州から京都へ歸らるゝ時少々腹痛の氣味があつて歩行に困難でもあり日も早西山に傾いたから急いで叡山越を爲さうとせらるゝ折柄棒身に客待をしてをる旅籠籠を雇ひ已れば少々腹痛で苦むから叡山越にて早く京都の青蓮院に往きたいと思ふが何程で乗せて呉れるかと申されたるに駕夫の申すに何に御僧の事で御腹痛の事なれば貨鏡は思し召で宜しう御座りますから早く御乗りなされといふで師は聊かの小包一ツを持ち駕籠に乗込み路を急がせて山の麓を登り稍東山の裏手に出づる頃に至りたれば最早日が暮て了つたけれど月夜であつたから日は暮ても歩行に困難な事もない時に又下痢を催するから駕籠から出で路傍に於て便を通じ終り亦駕籠に乗らうとせらるゝに駕夫何を思ひしものか最

怪 力

三

怪 力

五

前の辭に反して申しけるやう和尙様この峠を越しまして日もこの通り暮れまして歩行も困難の事でありますから安い賃錢では割に合ひませぬほどに其の衣服も脱ぎ其包物も我等に渡して下さいと忽ち剽盜に化けたスルト師は大いに怒り何を痾癢を事をぬかすと云ひざま其の駕籠棒を取り一人をば押へ付け一人をば其棒で横打にせられたれば飛で數十丈もある谷中へ墜落して了つたスルト残る一人は大いて恐れ過り誠に料簡違ひなことを申しまして濟みませぬ何うぞ助けて下されといふから過ちを改むるならば助けて遣はすこと許され駕籠は一人で昇かれぬいから師は其の駕夫に小包を持たせ優々自若として京都に到着せられたことがある是れは怪力として驚くほどの事ではなけれど其の豪勇なるには驚かざるを得ない

●伊賀國上野の藤堂和泉守の家來に柔術の師として頗る大力を誇つて居た者が師に怪力ありといふことを聞き某は師の齡七十歳許なるを知り如何に怪力があればとて最早七十の老僧高が知れてをる何ぞ怖るゝに足らん一度その力を試してやらうとの慢心より師の寓舎を訪ひ面會を求めた

時に師は之を客間に容れ叮嚀に來意を問はれたスルト某の申すにイヤ拙者は柔術の師範をしてをる者で御座るが此頃成人より貴僧には怪力があるといふことを聞きましたけれど夫れは容易に信ずることが出来ませぬ若し其の怪力を有せらるゝならば其の充分なる腕力を拜見致したいと存じて參つたので御座ると木葉天狗の本性が鼻先にブラ下つてをる師は疾くに渠が慢心に誇りをを看破し心の内には可笑く思はれ少し笑を含んで申さるゝにイヤモウお見掛の通り老蒼て逆も腕力などは思ひも奇らぬこと何うして尊公の意を充すことが出来やうぞ固より僧侶の事で忍辱柔和を本と致さねばならぬ筈のもの聊か自得の術を以て護身の爲に他の暴行を防がうとするまでの事で御座ると時に某は其術を試験して見やうと思ふに依り直ちに切込み然らば其術とは如何なる事で御座るかといへば

師その時左の腰に帯てをられた紫檀製の扇形をなせる長サ一尺餘厚サ七分許りの物を出し左の手に其柄を握り某の目前に突き出し護身の具といふは是れ丈のものて外には何物も持ちませぬと申されたところが某は夫れを冷笑して其の

怪 力

五

怪 力 手
木扇を押へへい僧侶の武術といふものは甚だ迂遠なもので御座りますネイと慢言を吐たから師は此時なりとて乃ち右の手を以て渠が腕の上を握りウンと強力を以て引締められたものゆゑ某は堪らない大に苦痛を訴へて其處に倒れて了つたけれど師は矢張握つたまゝ、誠めて申さるゝやう、壯年の武士は禮を知らず安りに老人を弄ばんとするからの事よ、以後は心を改めて禮を正うし假りにも慢言を吐かぬ様にせられよとて其手を緩めて放ちやられたされど其の痛みは尙甚しく大いに腫れあがり、稍もすれば脱疽にならんかと憂ひ官に請うて其故國に歸つたといふ事ぢや

師は敢て態と渠を害せやうとせられたのではない止むなく其の傲慢を誡められたまでの事で某は自から招いたので誰を恨みやうもない師は七十歳の高齢ですら其の通りであるから壯年血氣の時は果して何うであつたらう

●新撰組の今辨慶 京都に新撰組といふがあつて其長が近藤勇と申すもの部下は二百餘名もあつた様子當時の守護職なる會津に陪從して鞏下に於ける暴慢の士を禦いで居たのである而も其徒は皆諸藩の脱徒にして殊に勇力ある者を其の

伍長に任じて居た様子さて其徒中に「今辨慶」と稱する者があつた其の身軀も随分大きにして臂力は絶倫と稱す常に鐵の棒十五貫目許りもあるものを牽て其の大力を示して居たさうである

然るに一日師は誓願寺々中の齒科師に往いて入齒を命じて居られた其時彼の今辨慶が其玄關に來り何うぞ齒莖より瀉血をして貰ひたいとて室に入り傲慢にも師の膝前を跨げて其上座に胡座いたした

時に入齒師が申すに旦那の大力は世人の皆畏るゝ所で御座りますけれども武藝となりましては其の師匠がなくてはならぬ事と存じますが失禮ながら其邊は如何で御座りますかと問ふたれば其處に物外和尚が居らるゝとは夢更知らず渠は意氣揚々として答ふるやう我師は備後尾道濟法寺の僧物外和尚である師は大力の僧にて柔術に長じ鐵鎌の名人であると其の傍に居られた師は心に可笑く思ひ妙な事を云うてをる奴もあればあるものぢやと其側にあつた錦繪の像を出して示されたれば彼の今辨慶之を視て申すに此畫中の人は即ち物外禪師で御座るといふ

怪 力 天

時に師は大喝一發し起立して渠が側面を搏たれたれば今辨慶は飛で其の庭前に倒れた師は之に告げて「濟法寺の物外は此方である其方は未だ此方に一面識たもなきものではないか爾うして此方の弟子杯とは世人を詐るも程こそあれこの暴漢奴と叱咤せられた」スルと渠は喫驚仰天し稍暫くして其身の塵芥を拂ひ師の前に跪き平身低頭以て其罪を謝し且つ申すやう拙者が貴僧の弟子であると申したのは敢て詐りでは御座らぬ從來久しく其の御高名を欣慕いたし文して三回までも寺門を叩きましたトコロが生憎毎度御旅行の留守ばかりで面謁を得ることが出来なかつたので御座りますと其の寺門を叩きましたのは何月の幾日と何月の幾日で其の度毎に御寺の帳簿に記して置きました筈爾うして已に三回の登山を致しまして以來高僧の徒弟と申して居たので御座りますと何うぞ御宥恕の程を願ひますと折れて来たから素より仁愛深き師の事ゆゑ笑つて申さるゝやう既に三願の禮あらば許して遣はす依ては其方の携へ來つた鐵の棒を持て來られよと渠は命に應じて師の座前に置たれば師は之を執て三ツにへし折り放擲して申さるゝやう其方の力量は僅かに此鐵棒を牽くに足るのみ是を以て世人

を虚喝したのである以後は屹度其の行爲を慎み狼りに以て世人を慢若せぬ様に致されよと懇々説諭を加へられた其後も屢々洗斗町の旅館に於て賊められたさうであるこの今辨慶は後に銃殺されたといふ事ぢやが何うも師に逢ては如何なるものでも降伏せずにはをられぬ

● 備後尾道の着船場に米俵が十五六俵も積累ねてあつた其れを仲脊共が大勢掛つて運ぼうとしてをる所へ師が通りかゝられ何うも怪力があるものぢやから其んちものに出會すと矢張何とか批評を入れて見たくなるものと見えイヤ何うもお前方は骨が折れるであらうナと申されたトコロが仲脊共その一言が一寸耳障りにでもなつたものか何に坊主の癖に餘計な口を利く要らぬお世話ぢやと云はぬばかりに何ぢや坊サンお前サンにこの米俵が擔げるかといふから師は之に答へイヤ何も爾うといふ譯でもなければ餘り骨が折れさうぢやから一寸あゝ云つたまでの事サと軽く申されたスルト仲脊が「デモ己れの擔げる覺えがなければ假りにも口の利ける筈はない試みに一つ擔いで見なされど責めかけた時に師の申さるゝにイヤ夫れは恐れ入たが試みに擔いで見る丈の事ならばいやぢや其米

儀を殘らず俺に呉れるならば一擔ぎに擔いで見せる無駄な骨折は眞平御免ぢやぞと申された所が仲脊共は大力の物外和尚であるといふことは夢更知らぬものぢやに依てへゝら笑ひを爲しフーン夫れは面白い無論この十六儀が一肩に擔げたならばお前サンに上げることもくんと仲脊共は何んな事があつたからとて擔げるものではないと思つてをるものぢやから無責任にも其んな公言を吐いたのである師は尙ほ夫れでは一肩に擔いだならば呉れるかいと念を押された所が夫れは無論の事ぢやといふから夫れではと

港口に往いて船頭から大きな船の帆柱を借用し八儀ツ、の米を兩方に括り付け下駄穿のまゝドッコイショと云ひざま輕々と擔いで往かるゝから仲脊共は腹を潰しコレは問屋の米で自分等の物ではない一儀たりとも擔いで往かれては困まるまして殘らず持往れて堪つたものではない人を獲りに慢つたは重々自分等の無調法であつたと大いに狼狽し泣面になつて掌を合せ何うぞ和尚様勘辨して下さい誠に失禮なことを申上げまして濟みません夫も私共の物ならば止むを得ませぬけれど爾うで御座りませぬから持往れては忽ちに困ります何の様なお詫も

致しますから其れ丈は何うぞ堪忍して下さいましと頻りに詫まるからイヤ爾うならば勘辨して遣る何も之が欲しいといふ譯ではなければお前等が餘りに公言を吐くから擔いで見せたまでの事ぢやとて肩から下された時に仲脊共が申すに全體貴僧は何處の方で御座りまするかといふからイヤ俺はツイ尾道の町外れの濟法寺にをる物外といふものぢやと申されたすると仲脊共は益々平身低頭し誠に無調法なことを申上げまして相濟みませぬ此上は如何なるた詫も致しますが何の様に致しましたならば勘辨して観かるゝで御座りませうかといふから師は笑ひながらナニも詫も糸瓜も入つたものではないがまあ益正の禮儀ぐらゐには來たが宜からうと申されたので其後は師の生涯益正の禮を缺いたことはなかつたこの事である三百五十人方もあらうといふ大力無雙の師ぢやもの米の十六儀ぐらゐは平氣なものぢや

併し米儀にも色々があつて三斗儀四斗儀五斗儀とある關西に於ける今時の儀は三斗壹升であるが維新以前は三斗三升三合入であつたから壹儀の目方が十四貫位はあつたらう夫れを十六ぢやもの二百廿貫目以上ぢや夫を輕々と擔が

れたのであるから怪力と云はねばならぬ

●師は或時一人の弟子を随へ徒歩にて大阪へ往かる、折柄播州舞子が濱を通り掛られた三四月の頃で歩行に愉快な時であるから濱邊に出で、景色を眺めてをられたスルト尾道の荷船が米を満載し順風に帆を掛けてやつて来たのを見らるゝと船子二人の外に十人許りのお客も乗てをる様であるから和尙大聲にて「オイ、お前達は尾道の船ではないか俺は濟法寺の物外ぢや大阪へ行くのならば序に乗せて呉れないか」と呼はれた

スルト船子が「デも順風に船をやつてをるものを無益に時を費すといふことは出来ませぬ何れ天保山に着きますから貴僧は緩々と後からお登りなさい」と嘲けるやうな事をいふから師は笑ひツ、其方は俺のいふことを聴かなければ船を向ふへやらないぞと云ひさま尻を引からげ股の所まで捲り其の船首を執てグイと沙上に引き上げツ、ト松根の所まで引づり上げ「サア、斯うして置くから大潮を待て緩々上阪いだされよ」と云つて立去らるゝから船子と客人とは眞青になり何れも皆平身低頭して申すやう何うも御無禮なことを申上まして何とも恐れ入

りました何うかお許しを願ひますといふを聞きそれならばと云つて復その船をツン／＼と海中に押出し御自分も弟子と共に船中に乗込まれたことがある時に船子もお客も皆驚いて師の大力を賞嘆したれば師は只大いに笑はれたまでの事であつたさうである

●因州稻葉の藩士小林南越といふものが播州の三日月に近き山中を通り掛けた時年輩最早四十にも近い婦人が八ツか九ツでもあらうかといふ可愛らしい女兒を伴れ山中を通行する折から那邊より大きな野猿奴が駈け来り「キーン」と牙を鳴して其の婦人と女兒との前後左右を取圍み數疋の奴が慰みものに仕やうとする母親は大いに心配をし女兒は恐れて泣出す進退維に谷つて母親は思はず知らず悲鳴を揚げて誰ぞ助けて下さいと叫ぶ哀れの聲は松柏に應へて遙か向ふに聞けた其れが小林南越の耳に入り走り往いて見れば如何にも氣の毒さうであるソコで南越も思はず同情を表し婦人と共に石を拾うて袂に容るれば猿も其の眞似をして石を拾ひ懐に容るれど其處が畜生袂がないから仕方がない夫から南越は拾ふた小石を野猿に擲け付けたれば過たすビシャット頭蓋骨に中つたので

今にも飛付かうとする勢ひ其處へ丁度物外和尚が通りかゝり申さるゝやうコレ御武家どの其んな事では埒が明きませぬ。愚付が少し加勢致しませうとて其の飛びかゝる野猿を捕へ拳を堅めてヤット一聲かけて拳骨をいれられたれば一度にて腦蓋骨が打碎かれて目口から血汐が迸り其儘倒れて死んで了つた。ソして敷正の野猿をば見る間に殺して了はれた。

南越も師の怪力に驚き非常に敬服して其住所姓名を問ひ互に名乗り合て久しく道連になられたと申す事ぢや。さて又二人の爲に助けられた婦人は藤井又十郎と申す郷士の妻お松といふもの。兩名同道にて藤井の宅まで見送られたので藤井は非常に喜び且つ優遇したとある。

●前記小林南越と同道して播州路を通行せらるゝ折から出野の宿に通り掛られた其處に一寸とした飲食店があるので師は小林に向ひ何うで御座る腰掛で一盃やつては小林イヤ御同感で御座る。物外デは亭主一寸としたもので宜いから一盃つけて下さらんか。亭主へいゝ。承知仕りました。マア何うぞお上り下さいませ。とソコで二人は店頭に腰を掛け一盃やらかしてをられた。スルト戶外に騒々敷い

人聲がした。ヤレ騒動ぢやソリヤ行げと頻りに騒ぎ立てるものぢやから和尚はソツと戶外を眺め亭主エロー騒がしい様ぢや。あれは何ぢやナと尋ねらるゝゆゑ左様で御座いますネ。一寸見て参りませうと十分間ばかりもして歸つて來り亭主イヤ御出家様別に何も何うかうは御座いませぬ。此先に北條と申す所が御座います。其處に愚痴の多吉といふ馬子がをります。此奴が酒を飲みますると何うも手に合はないのです。誠に愚痴な奴でありまして。已れが曳て居ります。馬に荷物が付て居りませぬと。往來人が携て居ります。荷物をば無理無段にやれ繼がせろ。ソレ次がせて呉れいと。種々雑多なことを申し。お客が夫を聞かないと終の果には泣出しまして。愚圖々々申します。もんです。誰しも多吉と聞きましては怖がらぬ者。とては御座りませぬ。ソコで皆ナが愚痴の多吉。と名をつけましたので。夫れは何うも誠に五月蠅い馬子で御座います。

今も何國のた女中かは存じませぬが只一人で少々荷物を携へソレもほんの僅かな手風呂敷で別に馬に付ける程の物では御座いません。それをば是非とも次がせて呉れんとて例の愚痴を申してをるので。御女中の事で殊に餘程金目の物

と見えまして、コレは何うあつても私が持つて行くから馬に付けて貰はひでもよい
 其れほどお前が馬に付けたいのなら何はごか駄賃を上げるからソレで何うぞ
 勘辨して貰ひたいと酒代として少々の錢を出して頼みますけれど何分愚痴の多
 吉ですから何うしても聞き入れません。側の人々は氣の毒がつて仲裁をしてをる
 様子なれど、イツかな諾きませぬ。ソコで婦人は泣顔をして途方に暮れてをらるゝ
 様子であります。夫れを又彌次馬連は面白さうに見物に出かけますので、夫れで斯
 う戶外が騒がしいのです……物ウーム爾うか不埒な奴ぢや、厭がる者を無理に
 とはスルとマア何でも繼がせてさへ遣れば得心するのぢやナ……コレ亭主彼
 所にある角石は何にするので御座るナ亭主御出家様、あれは氏神様の鳥居の根石
 に致しませうとて取り寄せましたのですが、何分にも少し格好が悪いといふので
 彼の儘手前の裏へ放り込んだなり、未だ彼ア遣つてあるのです。物外ナルほどして
 目方は何の位あるナ亭主、ハイ儘か一個が四十三貫とか四貫とか、片方が四十貫と
 か申して居ました。物デは亭主、あれを一寸借して呉れないか、亭へイ夫れは何うな
 さるのですか。物イヤ、マア俺の考へがある。爾うして、お前の處には酒筵の古いのは

怪 力

天

ないかな、亭へイ、無い事はありません。物デはその酒筵を二枚ほど借して下さ
 らんか、亭へイ、夫れは易い事で御座います。御出家様、何う遊ばす心算ですか。ナ、物
 「まア何でも可い其處にある小倉の帯若しや損じたならば、愚僧が償ふから二筋と
 も借して下さい。ナと頼て、筵と帯とを携へ、其の角石の所に往き、二個の角石をば、筵
 に包み、其帯にて縦横十文字に掛け、一ツ結んで、兩方の帯の端を繋ぎ合せ、二個の大
 石をば、ウンと力を入れた儘、肩へヒラリと引ッ掛けられた
 亭主は格外の事に呆れ果て物をもエ、云はすアレ、と見てをる中、和尙はノコ
 くと戶外に出で、北條の方を指して、駈行かれる。して出野宿の中程なる北條邊へ
 参られると、案の條、大勢の人がツイくと立騒いでをる。師は其中を御免くと聲
 を掛けて、人の中を分け、馬子の近傍に近寄り、物コレ、馬子、どん、厭がる女中の
 荷物を無理につけて行かうよりも頼む此荷物を……貸錢はお前の要る丈、何程で
 も出す。何うぞ馬の脊に載せて下されと云はれて、馬子は大いに喜び、モーシ、内儀
 さん、代りが出来たからお前さんの荷物は、次がして貰はひでも宜う御座います。ち
 やア、御出家さん、其荷物を次がして下さいまし。物ア、ア御苦勞ぢや、加古川まで

怪 力

天

頼むと云ひながら其の筥包を下して馬子に渡された多吉は心得ましたと帶を手
 に執り提げて馬の脊中へ載せやうとした所がイツカナ動きもしない多コリヤま
 た何うちや御出家様此品は……物此品はッて恩僧が此處まで擔いで来たのち
 や何も不思議な物ではない其方が提げることが出来ないならば拙僧が馬の脊中
 へ載せて遣らうとて石の包を馬の脊中へソリヤドッコイと載せられた所が何ぞ
 堪えらん馬はヒーンと一聲嘶びし儘前足を折ッて其處へ倒れて了つた物コレ
 馬子ぞんた前の馬は犬よりも弱いぢやないか此んな畜生を追ひ廻し馬子よ宿場
 の人足よとサもエらさうに一人の恩僧が輕々と持つて来た荷物を脊に載すれば
 平太張て仕舞ふ猫よりも弱い腐れ馬荷物を積むの載せるのと小癩千萬ナ弱い婦
 人を窘めたり何予して……貸錢は介意はん載せて貰ひたいサアコレ馬子ぞんた
 責め上げられて恩海の多吉は愈々慄ひ出し何れ平素人を窘めたから天狗でも懲
 戒のため現はれたのであらうよもや人沙汰では有るまいと思ふたものと見え何
 うぞ御出家様許して下されて満面宛然土の如くになり多吉は其處に平太張り合
 掌低頭して涙まる群集の者は可い氣味と云はぬ許りに打笑ひソリヤ多吉が泣出

怪 力

天

した笑うてやれよと聲々に手拍子を打ッて囃してをる多吉は益々恐れ入り只管
 頭を下げて以來は酒も慎みます恩海も申しませぬ決して無法な事は致しませぬ
 念佛許りを唱へますほどに何うぞ助けて下されと頼りに頼むゆゑ師も可笑く思
 はれたものと見え左まで誤まるからは許して遣らう以後は決して人を窘めてはな
 らぬぞとて師は其包みを元の如く肩に懸け重たさうな風もなくコレお女中恩僧
 と一緒に御出なされ此んな奴の相手にお成りなさるなどその婦人を引連れ元の
 飲食店へ引返されたヤイ小林どの馬子奴が泣きおつたソイ小林モウ尙和様好い
 加減に粗暴な事はお感めさッしやれ物イヤ何うも恩僧は此んな事が好きでなら
 ないハ……

夫れから師と南越とは其婦人と同道して大阪に出られ榊檀木の豊後屋鶴吉方
 へ届けて遣られた夫鶴吉の喜びはいかばかり……何うも師の怪力は實に恐れ
 入たことばかり逆も人力とは思はれない様である

●非似物外降参の事一 文久三癸亥の年三月師が京都に登り加賀公薩摩公土佐
 公尾張公越前公等の諸大名に對面せられた事がある其頃寺町入ル橋の宅に遊び

怪 力

天

居られた所が備後の物外と名乗れる者が十四五人の供を召連れ京洛中の見廻りなりとて金棒を牽かせ威勢赫々として通り掛り下座せよと威張る所へ師が不斗出會せられ不埒な奴ぢやと思はれたものと見え是れ待てと聲を掛けられたスルと彼等の申すに自分等を理不盡に差留める其方は全体何者である此方は音に聞わし備後の物外である師は更に語を繼ぎ貴殿は備後の物外であるかは知らね此方は濟法寺の物外である有名の物外であるといふなれば試みに御相手申さん世間は廣けれど我が日本に物外と稱する者はマツカ二人とはあるまいと師は非常なる憤怒の體にて其の金棒を取りたくり彼等の目前にて三ツに撓められたスルと彼等は平身低頭し鬼に角御宿許へ御供仕るとて寺町より師に随ひ東本願寺へ入込み上座敷に通じ種々にお詫を申して師の門人となり種々に聲應を爲したといふ事である其者の本名は詳かからねど山口縣の人と云ふ事である

●師が廿六歳の春 二月の中旬京都より尾張に行き夫れより東京駒込の吉祥寺にコレは八百屋お七で以て天下に有名なる曹洞宗の大寺で其の寺中に栴檀林といふがあるコレは同宗の學校で徳川三百年來諸大名の保護を以て建てられたの

怪 力

平

で昔しは學寮と申して居たのである其中には備前寮備後寮加賀寮越後寮など幾棟もある師は其の加賀寮に掛錫して居られたさうである其の夏のこと芝區の近傍に辻切の曲者が横行するといふを聞込まれ師は血氣盛りの頃にて其れは聞捨にならぬ懲らしめて遣らねばならぬと教圍或夜微行して芝區に入り此處彼處と散歩して居られたスルと案の如く三人の曲者に出合はれ何か論判して居られた所がナニ痾癩など云ひざま敵方三人の者が師に向つて切掛つたところ師はアツト一聲叫んで彼が小手を取て投げ付けられた來る奴もく小兒を弄するが如く輕々と宙に提げて振り廻されたれば曲者大いに恐れ四方八方へ逃走して了つたさうである夫れからといふものは其の辻切が出なくなつたといふ事である

●永平寺の大遠忌 嘉永元年は越前永平寺開山道元禪師の六百回忌が營まるので末山の僧侶は多く本山へ拜登し夫々役向を勤めるわけ師も亦登山せられて御山内の都管役をして居られた即ち寺中の取締である

時に福井の藩士十六人の若者が山法として禁じてあるものを夫れを犯して中巻門より入込まうとするから夫れはならぬ此寺に來ては寺の規則に依て參拜しな

怪 力

平

ければならぬぞと叮嚀にその理由を示されたけれど、夫れを聞入れないで無理無性に入込まうとするゆゑ師も之を制するのが役目道理で聞かぬものは腕力に訴へねばならぬ。ソコで師は例の怪力を以て尊公等は不埒千萬ではないかと罵りツ、イキナリ首筋を掴み片端から門外へ投げ出された彼等は師の強力に敵しがた

く恨みを呑んで立退いたとある。夫れから法要も済んで歸途福井町を通り掛られた時右の若者等が待伏をなし手鎗を以て師を刺し殺さんとせしを、ナニ猪口才な奴めかと其儘繩にかけ奉行所へ連れ行き狼籍者斯々の次第であるぞと訴へられた所が奉行所よりは三人の役人を従はせて京都まで送らせられたとある。

●梵鐘の掛卸し」話しが前後するが序であるから……師が壯年の時永平寺に掛搭してをられた。或夜戯れにソツと鐘樓堂より梵鐘を卸して山門の外に置かれた。翌朝衆僧が之を見付て大いに驚き、一山の僧侶が總掛りになつてヤツサモツサと鐘樓に弔り上げやうとて大騒ぎをなしてをる。スルト師は之を見て何を尊公方は山河大地を掌上に弄するも亦是れ衆僧尋常の

茶飯では御座らぬか。それを何ぞや僅かに梵鐘一ツを弔るに其んなに多く集つて騒ぐは衆僧の分上でないと思ふかと云はれたれば衆僧等口を揃へて尊公あまり空見識を吹かぬがよい如何に衆僧ぢやとて其れと是れとは別の問題ではないか。物外イヤ其んな事を云はるゝから駄目である。衆僧其んならば何うすればよいのである。物外イヤ其れは何でもない事ぢや若し拙僧に茶飯を饗せらるゝならば拙僧が一人にて之を本の通りに弔しますと衆僧も素より師の腕力が尋常でないといふ事は薄々知て居れどマサカ其れ程の力はあるまいと思ひはすれど、あゝ云ふから任せて見やうとて遂に其んならば茶飯を炊くから弔して貰はうと一同が手を引いた。

時に師は輕々と提げて之を鐘樓堂にかけられた仕方がないから茶飯の饗應を爲したといふ事である。其後とても屢々其んな事があつたので後にはイヤまた物外が茶飯を喫うとて戯れをするとして皆んなが大笑したさうである。

怪 力

五

記したのである諸賢これを諒せよ

編者云く師の怪力談は以上の外に尙ほ多かるべきも今は且くその概略のみを

武 藝

(十) 武 藝

師は忍辱慈悲の法衣を身に纏ふ禪僧にして別項の如く怪力の外尙は深く武道に達して居られたのは亦天禀と云はねばならぬ師は僧業を修むるの傍ら何時の間にかこの武藝を稽古せられたものやら又誰を師として修業せられたものやら甚だ不分明であるその小僧にてありし時廣島國泰寺にて茶臼山の合戦を企てられた手際から推して見るも武藝に取りては先づ生知の偉人と云ふより外に仕方がない華劍なり鎗術なり柔術なり鎖鎌なり何でもこいといふのであるから武藝の門人は三千人にも及んだと申す事である

今でも濟法寺の室中に「諸風流遠鶴控」と入門人名録など師の直筆にて書せられたものがある前者は一寸面會に來た者の姓名住所を認めあり後者は全く入門の士名を自書せしめられたもので勿々八釜敷いものと思はれるその入門録の初めに師の直筆にて左の如きことが書留められてある

定

一當流入門之輩者入門之不拘先後依練磨功目錄差出候事

月 日

濟 法 寺

物 外 僧

されば其中にある人物を茲に掲げて見やうか

- 林來次免許 中村久米藏 同 増田 岩助 藤島常八(目録) 林 又兵衛 林 來次作 林 大藏(目録) 崇一藏 山本 藏太 藤島常八作 藤島五郎八 村上實藏(目録) 松永 千藏 矢野春藏(目録)
- 金春 桂介 阿波 藤平 小室 健次 高橋猪兵衛(目録) 下村重五郎 伊藤八之助 長谷川彌次郎 金春 虎之助 同 恒次郎 世進屋次郎兵衛 同市郎左衛門 長門屋與三郎 沼田正次郎 林來次傳授 長守 喜作 同杉本總藏 同井上榮次 同 伊藤幸次郎 小島 豊藏 田中 新六 桐 庄助 林來次
- 傳授 大田 小六 林 傳授 島井源八郎 同傳授増田總部 増田中大夫 今村文之助 (長刀)増田秀女 津村 甚助 津村 虎吉 小鷹狩平馬 平野 万助 神野彦兵衛 永井 來藏 佐藤 権六 關 尙之丞
- 淺野唯之進 淺野 左柄 四川半之助 三谷為次郎 (長刀)澤本津滿女 栗原與次右衛門 熊野龜太郎 竹内 善助 高木榮次郎 山中權左衛門 山中權之進 草井藤一郎 手島九兵衛 河江關之丞 (長刀)野尻おさの 岩井 爲藏 兒玉藤太郎 野田源之進 野瀬内蔵二 片岡 半太 野坂仙吉郎 高松 三郎 (長刀)野尻八重女 (長刀)熊野鶴女 (長刀)熊野龜女 高橋 三藏 新 作 筑前虎喚備 鏡傳授四應寺 (備後津原城)鈴木壘 同戶田勘解由 同松笠彌太郎 同都筑九郎右衛門 同高田允太 同渡邊左司馬 同木田惣左衛門 同竹村泰叔 同衣笠武司之助 同今田助三郎 同伊藤登次 (備後玉浦)香川陽齋 (尾前中津)川原

武 藝

五五

降介 備後三原 永島 順藏 同(鎌免許)小島幸太郎 (長州萩 武藤頼母 木田 小六 曾木 貞次 (長門)
渡邊逸平 (備後栗原)結屋與助 同藤屋政助 同吉和屋八助 同玉浦唐津屋市助 同岩子屋伊八 同生野屋
岩兵衛 同金屋幸介 (福山田島)新屋久太郎 (備後玉浦)大辨屋萬兵衛 同木屋武八 同白市屋吉兵衛 同津
國屋茂七 同志満屋定次郎 同小島屋牛六 (廣島)久野茂次郎 (玉浦)竹内敬行 (玉浦)大藤屋九郎兵衛 同
藤屋喜助 同吉和屋伊八 (三成)宮屋幾太郎 (玉浦)指物屋與兵衛 同出島屋新十郎 同油屋卯助 同林屋重
吉 (阿洲徳島石場)池北屋清兵衛 (玉浦)太屋清嗣 同木屋庄七 同大工彦兵衛 同山色屋喜兵衛 (向
島)天滿屋平右工門 (向島)四提寺 (福山東村)持光寺 (山田鎌免許)島屋武兵衛 最上 大吉 (防州山口)津
村勘藏 竹屋定兵衛 同藤右工門 同 忠助 (備後横島村)四音寺義門 (同田島村)村上三郎助 (備中岡
田家中天保四(鎌免許)三宅仙左衛門 森 武源太 (田島村)新屋嘉兵衛 同中司 仲 同有地屋豊吉 同益氣
屋長兵衛 同東屋佐助 (市郡牛込)松井左馬之丞 (鎌免許)初段入)村上太才次 同村上大吉 村上綱三郎 同
村上次郎作 同村上鶴次郎 奥 道説 佐久門五郎次 川比三郎次 増原 丹三 奥 榮十郎 奥 秀三
那 佐久間與茂七 (播州桐子沖之濱浦)姫路屋惣兵衛 同 作兵衛 (松山城下)宮内林次 土居喜之丞 和田
屋榮太郎 茶屋 和助 藤原梅五郎 竹野屋榮治 茶屋 平助 江戸屋利吉 吉本屋清藏 小倉屋榮吉
茶屋傳左衛門 大瀬屋權八 調子熊治郎 櫻屋 傳治 綿屋 傳藏 (石州安波那志學村)四教寺帆舟 (鎌免
許)向切郷右衛門 同名 要門 (鎌免許)正木與右工門 加藤 左門 高橋 慶次 天野 庄藏 財間庫之助
手島 傳藏 天野庄兵衛 天野 徳平 渡橋徳太郎 奈 次郎 原 嘉兵衛 天野 直藏 森永猪之助
吉濱新三郎 岸井伊兵衛 (姫路)羽田省一郎 河合 七郎
以上百八十七名

武藝の門人は三千人といふ位であるから此外にも入門人名録は幾箇も有たらうと思ふけれど紛失して了ふたので之を詳にすることの出来ないので遺憾である

此外に「柔術門人名録」なるものがある

小林貞兵衛	平田 新助	津川菊次郎	平田茂兵衛	清水 萬吉	石本森之助	榎野 庄平	筑前福岡 義人
小島孝太郎	石川新三郎	岡本 政助	豊前安藤 肥前 兵衛	田中 兵衛	山田 常吉	林 貞助	筑後久留米 藤井重太郎
島居 喜助	道場 三藏	太田 小六	豊後森藩 高橋作左衛門	豊上内藏太	門田林兵衛	山田七兵衛	備中岡山藩 三宅仙左衛門
内海 直助	備中 小室 健次	田坂 友助	藤原仁兵衛	高橋 新作	大西 喜七	田中 新吾	肥前 村上次郎作
三原 政助	備中 田邊 貞次	坂山宇三郎	徳 兵衛	渡橋徳太郎	小田 桐要	山下友兵衛	肥前 早田太郎左衛門
林 大藏	廣島 四郎 隆寺	岩瀬 茂助	木原 彌七	品川清次郎	田中 含普	新井路兵衛	小林彦左衛門
村上三郎助	酒井 廣藏	岸井 幸吉	森永猪之助	世話人 平田理兵衛	富山治兵衛	高橋 藤吉	高島平右衛門
四音寺義門	天野 徳平	宮地 武平	豊上松之助	森武 源太	高橋 十郎	中村 兼藏	肥後小成藩 水町 藏人
庄 藤兵衛	山田平兵衛	長州住 赤松 縣	浪華住 官能右衛門	豊後白竹 麻生三左工門	安邊武五郎	大塚善兵衛 (以下略)	

起 證 文 之 事

一 方丈様と師弟之契約仕候處今般意治餞輪御相傳被成下忝奉存候然る上は他人は不申及親子兄弟たりども全他言仕間鋪若他言仕候者日本武尊其外六十餘州大小之神祇中にも伊豆箱根兩肚權現讃岐金毘羅出雲の國大社大明神別而は可蒙摩利支尊大之御罰者也依而如件
安政四丁巳年四月八日
棺上内藏太 義寛「花印」

御 師 物 外 大 和 尙

これは前記柔術記名録の中に列ねてあつた一人である。何の道でもおろかは無ければ武道は殊に入釜敷いものと見え斯くも神明に誓つて師弟の契約を爲したものと思はれる。其身沙門にして方丈大和尚と呼ばるゝ人が斯くも武藝の門人を多く得られたのは實に空前絶後と云はなければなるまい。

前記入門録の初めに「依練磨功目録差出」とある。この目録とは兵法の目録箇條の事であるが、その箇條は如何様なものにて何箇條あつたものか。今はそれを推して知る事が出来ぬ。必ずや精妙なる秘訣があつたに相違はない併し起証文にもあるが如く親子兄弟たりとも他言は不仕と神明に誓ふたのであるから解らう筈がない。うの狼りに解らない所に興味がある。之を禪門でいへば室内の相傳以心傳心とでもいふべきものである。師が怪力を有せらるゝ上に武道の秘妙に達してをられたのは何れ摩利支天からでもうの秘法を傳授せられたものかも知れぬ。

●近藤勇の道場を荒す」年月日は確と解らぬ。維新以前の事といふのである。から安政の頃でもあつたかと思はるゝが、師は其頃京都南禪寺の塔中に留錫して居られた。其頃幕臣にて近藤勇といふ者が新選組の首領として京都に居たさうで

あるが多少劍術に達してをるものから傲慢にして人を人とも思はぬ様な有様に暴横を極むるゆゑ潜に彼を惡む者はなかつたさうである。時に師は此事を聞き知してをられたか何うであつたか師の事であるから疾く之を聞きし一ツ折りもあらば彼が傲慢の鼻をへん折て遣らうといふお考へがあつたかも知れない。一日市街を散歩して新選組なる屯所の前を過り見らるゝに竹刀を以て撃合ふ聲が喧しく聞ゆるゆゑ成る程やつて居るなど獨り合點を爲し固より好む所であるから我れ知らず立止まり窓外より之を見て居られた。スルと忽ち數人の壯士が道場より出来り。尤めて云ふやう其許は何だ假にも武士の郎を窺ふは無禮である。と叱りつけるから師は只管腰を屈め慙慙に謝して申さるゝやう。私は近頃遠國の田舎から出て来た雲水坊主にて一向に禮儀のほども辨へぬものですが、除り盛んな音がするものですからツイ覺えず知らず立ち覗いたのです。何うぞ平にお許し下さいと申さるゝゆゑ強ても之を咎めなかつたさうである。

然るに壯士等は何を思ふたやら。田舎坊主を既弄して見るも亦面白からんと思ふたものと見え併し坊サン假にも此道場を窺ふからには定めし武術の心得がある

からの事であらう、鬼に角中に這入て一太刀やつて見られよと頼りに勤めるゆゑ、逃るにも逃げられず止むなく恐るゝ武士の後に隨うて道場に入られた師は、例の破れ衣を着てをらるゝ故青年の武士等は一見して之を侮り、イヤ是れは面白、玩弄物が舞込たと我勝に竹刀を把て向ふ、師は少しも騒ぐ色なく、其の腰にせし、鐵如意を以て之に當り、幕直に敵の竹刀を打落し、暫時の間に數十人の壯士を壓伏せて仕舞はれた

此時まで上座に見て居た武士は長槍を手に執り、其處に躍り出で、申すやう、イヤ何うも貴僧の伎倆はナカク、若き武士ももの及ぶ所ではござらぬ、御承知でも御座りませうが、私は近藤勇と申す者です、イヤ一手を試みませうと云ふに、師はイヤ驚き、恐れたる風、躰にて地に伏し、屈み、ハア貴殿が近藤先生で御座るか、先生は武道の鬼神なりとて、其の名聲は世に高く聞えてをります、何うして私如き雲水僧なぞの遙に及ぶ所では御座らぬ、何うぞ其儀は偏に御免を蒙りますと、頼りに辞退せられたれど、勇はナカク、聽かず、イヤ是非一太刀試みたいとて、迫るゆゑ、師も辞するに語なく、夫れではと、また鐵如意を把て起られた勇の申しけるやう、およう、武技

を聞はずには皆うの器がある、鐵如意では不都合で御座る、貴僧も是非竹刀又は槍を取られよと、時に師の申さるゝやうではありませうが、私は僧侶の身でありませう、ゆゑ武器を執るは甚だ忌む所ではござる、此の鐵如意にて深山でござると、斯様に申されても、勇は聞き入れぬから、夫れではと、師は頭陀囊の中より木椀二個を取り出し、左右の手にうの糞尻を握み、イヤ何れよりなりとも突きたまへと云はれしに、勇はうの意外なるに呆れ、且つ怒り、一突に仆してやらんと、睨みければ、師の方に少しの寸隙もなきゆゑ、凡う半時ばかりも睨んでをつたやがて、隙でも見付けたものと見え、全身に力をこめ、巖石をも突貫く勢ひにて、ヤツと突き付けた、此時師の胸板は微塵に碎けたかと思ひ、外の師はヒラリと身を換し、直ちに兩の腕を以て槍の蛇卷を挟まれた勇は、之を外さんとすれど、盤石の如くにして、チツトも動かない、勇は玉汗を流して有らん限りの力を盡せども、引くことも突くことも叶はぬ、良久して師は雷の如き一喝を下すと、共に其腕を放された所が、勇は忽ち後に腰を突き、槍は其手を離れて三間も飛び去つた、時に勇は禮を正し、貴僧は實に萬人に勝れたる御伎師ナカク、我輩共の及ぶ所では御座らぬ、扱て貴僧は何國の御方で御座るか、と其

名を問ふゆゑ師は之に答へて拙僧は備後の物外と申す者で御座ると時に勇は益々恐れ入りハアさては世に名高き拳骨和尚様にておはすかと厚く禮をのべて師に響應をなしたといふ事であるこれより師の名聲は京洛中に轟きわたつとある師の兵法はドウ考へて見ても人間業とは思はれぬ様である儘にこの一事を以て見ても萬事が推測せらるゝ只々恐懼するより仕方がない

●雷公の力と柔術の極意 安藝の劍客一瀧齋河内治郎といへる者は今の當時武術を以て關西に鳴り渡してをる彼が壯年の時武術を修むる爲めに東遊し其の途次たたく尾道を過ぎり師の武道に達して御座るといふを開き濟法寺に到り師の教を乞ふたスルと師は突然其許は何の爲に來たのであるかと問はれた治郎は之に對へば和尙の拳下に殺されんが爲に來たので御座ると申し了所が師は其言の奇なるを愛し數月の間之を留められたさうであるが一日師は左の一句を書いて與へられた

雷公の力も蚊帳の一重哉

且ッ告て申さるゝやう柔術の極意といふは即ち此事である老僧が其許を殺活し

て授くる所のものは此外にないかと治郎は深く此句意に參じて柔術の玄旨を得たと申すことである

●腕竹籠の力 これは武藝ではなければ嘉永の頃師が京都に居られた時加州金澤の藩中が京都の宿屋に逗留中師も其處へ遊びに往かれ茶を圍て樂され終りに竹籠の入合を致す事となり藩中の申すに先づ貴僧より受けられよとの申ゆゑ師は右手を出して受けられ臨分よく應へます次は貴殿等のお受けなされる番です子イと藩中も止むなく右手を出したッで師は力をこめて入れんとせられしに其間一髪といふ時師の顔色を見た所が如何にも物凄うい様であるから急に恐気がさしヒョット手を差引外した其勢ひに竹籠は茶盤に入れられた所で其の茶盤に跡が附いたさうである時に藩中の者は大に驚き且ッ感服して其の茶盤を所望し國元へ持ち歸り前田家に之を納めたといふ事である

●大力武者を弄す 師は文久元年の三月濟法寺を發錫して備中の松山に遊び門弟なる建次郎といへる者の宅にて五六ヶ月も書見をして居られたが夫れより出雲國へ慢遊せられ松江城下の宗仙寺に到り隠察を借りて逗留し居られし折柄

伯耆國より身丈六尺八寸もある大力武者が尋ね來り尾道の今井兼盛に對面致したいと申すゆゑ之を師に取次たれば師は快く之に對面を許された所で師は漸く身丈五尺七寸位であるから大力武者は何となく之を侮る様子貴僧は世に名高き今井兼盛一度力合せを願ひたいといふから其れではと廣庭に土俵を構へ日を定めて立合をするといふ事になつた所が此事忽ち城下に聞え見物は山の如くに押掛ける時降りて二人は土俵に立並び一聲叫んで取組むかと思へば案に相違大力武者と誇れる渠は師の爲に小兒を弄するが如く市に提げられ三問許りも向ふの方へ打投げられた

此時見物の諸人は大に驚きイヤ何うも物外禪師の大力逆も凡夫の業とは思はれぬと譽め嬉し拍手喝采一時は鳴りも止まなんだと申す事である大力武者と稱する渠は大恥のかきおけ如何に大力武者と名乗て見てもドウせ師の怪力に打勝つことは出来ぬ渠は之を遺恨に思ひしものと見えうの翌晩師の逗留し居らるゝ際察へ黒頭巾を被り朱袴の大小を腰にした武士が物外は内にかと云ひながらツカくと入込み二階へ上り掛らんとする所へ小使左門等三人が直ちに駈付け其

の楮子より引下した彼の曲者は忽ち切て掛らうとする所へ近傍の者が取巻き手々に棒など以て打ち据ゑんとするゆゑ彼は大に狼狽し人殺しと云ひツ、逃げんとする所へ奉行が早馬にて駆付け其場を静め遂に御家老の挨拶にて事済になつた事がある

小使の左門は伯耆の郷士にて備中の松山より師に隨伴して彼の隠察に居たのである至て風流を樂む男であつたと申すことぢや此時師の名聲はパツト城下に廣がつたものゆゑ藩中の人々は日々その隠察に參照し武道佛道併せて問答往復してをられた或日師の申さるゝやッドウも斯う雑談に紛れては面白くないから別席を設け改めて心の相見を致しては何うで御座りますナと藩士等は異口同音にそれは實に吾々の希望で御座りますと答ふるゆゑ然らば明日出直して來られよとて其日は分れとなり翌日刻限を差へず皆々やつて來たスと禪師は曲轢に倚り侍者侍香をして兩脇に侍立せしめ雲水僧三十五人許り左右に立並ばせ小參を始められた師の釣語に此内若し身命を惜まらずして參禪學道せんとする鐵漢あらば試みに心の寶劍を持ち來れ

汝等と相見せん」と仰せられた。薩士等は何れも狼狽擬議して一言の答を爲す者
がなからしめて禪師は椅子を下り汝等平常言端語端を逞うす遺棄に至りて臣の如
く雙の如くなるは何ぞやと片端から蹴踏せられた薩士等は別に怒りも發せず
只難有々々と云て合掌なし師が慈悲心の老婆做憫なるを悟り何れも心中の我
慢を折り心地快活なることを得たとあらうれから一同隠察に歸り茶を煎じて
親しく提擲せられ申さるゝやう諸君別に禪宗とて奇特の事があるので御座
らぬ雨竹風聲が皆禪を説きをるでは御座らぬかと何れも此の一語に感服して
師の居士になつたのである

(十一) 奇蹟

偉人と呼ばれる者には必ず奇蹟がある、奇蹟は必ず偉人の附物である、奇蹟を以て
偉人其者を信ずるといふではなけれど、奇蹟の偉人にあるは敢て怪むべきでない
事る當然として之を許さねばならぬ、物外禪師は實に稀世の偉人である、うの怪力

うの武藝すべて是れ奇か怪々である、金剛夜叉の化身とでも云ふべきであらうか
觀音普門品に執金剛神を以て得度すべし者には即ち執金剛神を現じて爲に説法
すとある彼の金剛夜叉と云ひ執金剛神と云ひ密迹力士と云ひ仁王と云ふのはみ
な同体異名である之が寺の山門に祭つてあるのは佛法守護の爲めなりや師の怪力
と云ひ武術と云ひ到底人間業であるまいと思はるゝのは此力士が佛法守護の爲
め假に人間に化生せられたのかも知れないたもなくて萬人に勝るゝ業の出来や
う筈がない

師は斯ほどの大力無雙であるけれど、ツイ其力を濫用せられたことがない、只々
傲慢無禮の族を懲らしめられたまでの事である、殊に僧徒の我へたる時、僧侶と見
れば一も二もなく之を輕蔑する風習なるゆゑ、師は殊更破れ衣を着し他の慢心を
縁として天下到る處片端から憍慢の衆生を折伏せられた、其の功徳は佛法全体に
及んでをるので師は實に佛法の護法善神である、師は内に忍辱柔和の慈悲心を著
へてをらるので、讎を以て讎に報ゆるといふ様な害心がないから、ツイ敵の爲
に置はれさせられたことはない、偶々あれを師を害するまでに至つたことはなか

つたのである

●怪しき女子に逢ふ 師が有る時京都より大阪へ歸らるゝ途中八幡の近邊より日は西山に沈み薄間くなつた頃突然十七八とも思はしき姫妍窈窕たる娘に出會はれた時に娘は師に聲をかけ「モシ御出家様妾は八幡で歸る者ですが生憎日が暮れまして路が淋しう御座りませゆへ何うぞ御慈悲に路連になつて下さいませし」云ふことに臆病者で後から引かるゝ様で御座りませするから何うぞ妾の手を引して下さいませし」云ふから「コレは怪しいと思はれたれど彼が頼むから止むなくコレを連れて行つて上げやうと其手をシツカリと握り二三丁も行かるゝと彼は其の痛みに堪へ兼ねたものか御出家様何うぞ手を取替て下さいと云ふから其意に任せらるゝと突如の後より山も崩るゝほどの物音がすると同時にその娘はフツト消えて仕舞ひ師の手に在るものは只鐵扇のみ師は此時左のみ驚きもせず畜生め悪戯をしやがつたなど師は悠然として大阪に着せられたことがある

是れ果して狐狸の悪戯であらうか但しは鬼神のためしであらうか去れど凡庸の者なれば氣絶でも仕兼さうな場合であるが悠々然として大阪に着せられし

は偉人の偉人たる所以である何物かは知らねど師の力を以てシツカリと握ぎられては堪まるものでない

●大蛇を退治す 師ある時尾道より伯耆へ通行せらるゝ時伯耆の山間に大きな蟒が道路に横はつて進むことが出来ぬゆゑ止むなく足を留め落葉を掻き寄せて火を附けられたれば忽ちの間にバツと廣がり山火事となつたスルと大蛇も何時の間にか逃げ失せて姿が見えなくなつたから「ア善かつたぞ早速無事に通行せられた

夫れから翌年再び其道を通つて歸途に就かるゝ折から路傍の茶店に休息して亭主の咄を聞かると「へい和尚様アナタは昨年山火事を起して大蛇を退治なさつたお方では御座りませぬか」と問はず物語を仕掛けるものぢやに依て師「いかにも亭主よく存じてをるナア」ハイ實は和尚様昨年文ではあの山へ始終大蛇が出まして人を害する事といふものは夥しいもので御座りませしたか幸ひアナタの御庇であれから出なくなりまして村民も非常に喜んでをりませと師は別に退治する積りではなかつたけれど思はず知らず退治せられたのは師の御徳と云はねばなら

(十二) 盜 難

曹洞宗には古來轉衣參内といふ事があつて、轉衣といふは大本山に登り一夜住職を爲し、本山より公文といふものを下附せられ、從來黒衣であつたものに色衣着用を許さるゝの宗規、夫れで以て大和尚の位になるのである。次に京都に出で、参内を許されて御給旨を頂戴し、寶祚長久國家安全を祈る旨を仰せ出されたのである。御一新以來この御給旨は廢されたれど、轉衣の式は依然として昔の通り師は安政七年九月の上旬この轉衣參内の爲め尾道より大坂に登り、同所より三十石の川船に乗込まれ、伏見へ渡らるゝ時、盜難に遭はれた奇談がある。船中にて熟睡中に三十圓の金を盜まれた。賊が醒めて懐中に心付き見らるゝに、財布込めにならない。ハア誰れか乗合の者の中に手癖の悪い奴が居やがるナと思はれたれど、別に疑がれもせず、船頭其他に語りもせず平氣な顔にて船頭に向ひ、「コレ船頭どの此船を元の大坂へ引返されよ」と申さるゝゆゑ、船頭はアツケに取り扱、坊サン何を言はしやるのぢやナ、此船が何うして引返されるのですか、何んで其んな事を言はしや

るのぢやナ、坊サンは何れの御方かは知りませぬが、此船がアナタの自由になるものぢやアありませぬよ、外のお客様も大切に取扱はねはなりませぬ、元もお客様一同からの御頼みならば兎も角、夫れとて此船は御承知の通り大坂と伏見の間を上下する定船にて私等が上らなければ、外の下り船も困るわけ、是非大坂へ御用かお有りなさるゝ事ならば、是れから陸地へ上りになれば、参られませぬ、アナタが上陸して下さいませ、といふ船頭の言ふ所、御尤に違ひはないされど、師は盜難に就て別にお考へがあるもので、夫れとは言はず詮方が、あいかから粟田の宮様より三拾石御免の旗を出し、船頭どの此方は斯ういふものを持って居るから申したのぢや、夫れでも彼れ此れ言ふのかと、威迫れた所が、船頭は恐れ入り、客も亦不思議に思ひしかど、敢て理窟をも得云はず、船頭は如何なる譯といふ事を知らず、止むなく其船を逆戻りになし、大坂の方へ向けた師はまた眠むるが如き、体をなしをらるゝに、中途の川邊より便借りの新客が乗込だ、時に師の申さるるやう、此船をまた伏見の方へ上せよと、船頭及び客人一同は益々不思議の段に打たれたれど、理窟を並べる譯にも参らぬゆゑ、又止むなく船を振り廻し、元の如くに漕ぎ付けてをる

此の新客

此の新客ころ疑ふべきである。蓋し此新客が乗船したのは最前の上り船とは気が付かず別なる下り船と思ふたから乗込で一仕事を致さうと考へた計ゆる程徒泥棒である。師は何うして此に気が付いたものか不思議?

時に師は其の新客に向ひ何か言はんとせらるゝ顔付見れば大坂の川口にて見會ひしお客の坊さを新客は素より以前のより船とは存じも奇らぬ事なれば只呆然として是はシタリ自業自得我身の悪業を覺られたのではあるまいか和尚から言はれぬ先に自白して罪を遁れやうか夫れにしても多人數にて愧入る次第如何はせんかと躊躇の有様恰ながら面色は土の如く胸は下々く我身の鬼は益々我身を責めてデツとして居ることが出来ぬ苦しみの餘り身を容るゝの地もなき程に迫り頃に水死をも謀らんとする周章狼狽の有様

師は未だ口にころ語られぬを眼は口は物を云ふ師の鋭き眼孔をもて睨み付けられては堪つたものでない何うも悪い事は出来ぬものぢや

時に師は口を開き是れく彼處の新客最前の金を借用させて下されといふく黒點を指されたものぢやに依て最早隠すに隠されず平身低頭慚愧の餘り百方詫

言をなしソツクソ返金したので船頭を始め客人一同が始めて不審を晴らし大に感服したといふ事である。

これが通常の人ならば必ず捕へて官に訴へもするであらうけれど流石は慈悲深き師の事として其罪をも問はず却て懺悔改心せしめられたのは偉人の偉人たる所以餘人の企て及ばぬ所である

●又或時京都三條通りを通行せらるゝ折り小童奴が師の懷中に手を入れ物を盗まうとした時に師は隙さず小稚丁の頸玉を掴み暫時息を止められた市中の事であるから忽ち多勢の人が集り見物なして山の如く暫くあつて活を入れてやられ種々説諭を加へて放免せられたさうである見物の人々は師の殺活自在なる手際を感じたのである

●夜盗に閉口す 師は何事にかけてもツイ閉口せられたと云ふことは聞かないが或時尾道の某家にて金三十圓を貰ひ夜の十時頃法寺へ歸りかけられた其の町外れに一人の夜盗が待伏せモンく和尚サン彼方は今夜金を持って居なさるでありませう私はよく其事を存じてゐます。一時借用致し度いと思ひまして茲

に待て居たのです何うぞ有り丈借用させて頂きたいものですと六建發の短銃を以て師に向ふた其の距離は僅か一二間彼れ此れ仰しやるならば此れですと其口を師に差向けての脅迫マツカ其位なことに閉口する弱武者の師ではなければ折角と向ふが愆しがかるものを僅か三十金ばかりのものを惜んだからとて仕方がない夫れほど愆しがかるものならば呉れて遣るも宜からうと思はれたものと見ゆイヤ夫れは御苦勞であつた天下に知れた物外も貴公の短銃には閉口である貴公夫れほどお金に窮して困るならソツクリ借して遣らう必ず返すには及ばないサア
 師は前記の如く武道の名人彼れ夜盜の隙を見て其の短銃を奪ひ取り拳骨の二ツや三ツ入れて放免せらるゝ位な事のできぬ人ではなければ其事を爲さず少しも争はないで其金を放り出された所が無慾なる禪僧の眞面目である且又夜盜などを相手に武術を濫用せられぬ所が武人の武人たる所以偉人の偉人たる價值にて其處に無限の興味がある

(十三) 書 畫

何うも一事に達するものは萬事に通ずるものと見ゆ師は書畫の道にまで達して居られた師の生存中出版になつた「皇都書畫人名録」の中にも載せられてある位であるから京洛中に於ても有名であつたものと見ゆる
 師が晩年栗田の宮様に寵愛せられ出入せらるゝ様になつたのは外でもないが鴻之池の次男武士之助なるものに半年許りも柔術の指南をして居られたうの折柄同家にて栗田の宮様に面謁せられ夫れから屢々出入して御懇意になられたンコで武田相摸守とは義兄弟の契を結ばれたといふ
 右の次第にて鴻之池よりは國許への土産として準提觀音の尊像と茶香ゴヌとを贈られ文久二年九月の頃一應濟法寺へ歸へらるゝに就ては態々五十石の別船を興へ家來を伴に附けて尾道まで送り届けたといふありさま師が如何に尊重せられたるかはこの一事にても知らるゝ事である
 夫れは兎もあれ師が栗田御殿に出入せられ水乳も留ならぬ交りをつらされたことは當時その御家郎より濟法寺へ向けて送られた古き書狀の數多あるに似しても明かなる事實である夫れや此れやの關係にて師が文武館の大額面を敷定に

依りて揮毫せられたことがある今の書状を見るに

○大佛殿文武館掛

横山伊織
出井民部

右文武館大佛殿御境内に而今般御執立有之然而者 敕頼御評之上尊師之御染
筆相願度額凡二疊幅に相成申候事

この書状は横一尺六寸五分にて
縦六寸五分の奉書ほうしょの紙に御家流
にて認められたり今尙濟法寺の
室内に所殿す

文武館
應 敕定
物外書

物外大和尙

表
栗田御殿
御印 鑑
裏
慶應二年卯六月
栗田御用
濟法寺

新ういふ譯で師の能書であつたことは申すまでもなきことである今日尙濟法寺
にも白雲臺といへる額が掛つてをるが實に見事なものである尙の筆蹟を左に
挿入して其の虚ならざるを證して見やうか



雲以才也君之海國
於寫士以正
曲至年、江戶也
の書りたに



Handwritten signature in cursive script.



初は好まぬ所なり
安んずる所なり
善く事の上なり
好しむる所なり

好む所なり
好む所なり
好む所なり
好む所なり

你 可 日 在 姑 子 姑
媽 一 也

涼 一 也 三 國 一 也

不 二 路 也 一 也

湖 水 亦 一 筆
不 亦 也
誰 一 人 亦 亦 也
於 一 亦 也

一筆寄山ハ
不_レ_レの_レひ_レけ

牛あぶ



(十四) 風 雅

師は尚風雅の道にも心懸られ園非將基挿花茶道の外に發句俳諧をも嗜まれ常に以て樂みとしてとられた様子である。今遺稿の古紙中より拾ひ集めて讀者の一覽に備へやう

●四季發句集

- 金槌天水遠宇知和留寒左哉
- 世乃人波皆長者奈利花濃頃
- 古池也奈武万曹多津蛙乃子
- 一時酒榮華婆古禮加花濃山
- 月雪也左之武久花耳二日灸
- 百姓毛市天見他濃加初茄子
- 夢耳左惠人乃悅不初奈寸比
- 瓢箪遠先徧寐左之天月見哉
- 有明也障子一波比梅濃巴奈

- 名月也輪賀影坊濃別連末天
- 極樂茂地獄毛天良壽初日哉
- 人毛奈久我影茂那之梅乃花
- 奈留神茂登万流蚊帳迥力哉
- 風鈴也一文程迥今朝乃安吉
- 擬法珠乃年晚撫天安記濃月
- 露草也月遠戴天茂重加羅須
- 守流登茂已波知奴案山子哉
- 飛止天蛙毛無事竹冬古門梨

- 天地乃知加良瘤奈利梅溪花
- 白雲乃上何茂奈之不二能山
- 雲乃上毛君賀御國會不二山
- 動氣奈記御代乃姿也不二山
- 雨能日波與會能國從不二山
- 誰一人志良奴者南旨富士山
- 橙遠比登津霞多指不二乃山
- 鳴神波禰耳古路々々不二山
- 不二山出來太波四月八日哉
- 六月波我毛裸會富士能陽滿
- 大雪也寐多流姿乃象頭左武
- 秋迺暮障子明天毛只比登利
- 捨多身遠綿耳包天冬古文利
- 富士山山與利下乃初日加那

- 不二山出來多留時能谷乃雲
- 二津那記山遠寸良利登筆初
- 飛込天蛙動加寸田子乃不二
- 狼乃夜波鳴花能與之野也滿
- 月能夜也吉野乃山波花乃雲
- 豐年賀千里天見由留不二雪
- 國々賀大切仁寸流幾久乃花
- 淵明加獨天波奈之幾久澤花
- 比登聲天煩惱也布流杜幾須
- 半分毛古登足仁計利秋乃月
- 松風也見禮巴白浪須磨迺秋
- 大鳥居半分殘之天志久禮幾
- 翁忌也蛙毛穴仁加志古滿利
- 鐵鉢也我等賀多兔乃殿閉喜

- 松島也兩手開以天口遠波利
- 龜乃上耳蓬萊山也飯濃不二
- 煤掃也第一番仁波良乃宇知
- 真中耳初日遠拜武二見加那
- △みち潮に渡りの山は夏の月
- △水まづる鐵手開けば盆の月
- △太平の風に吹れて涼みかな
- △影坊は見えず雲なし秋の月
- △秋の暮さんかて窓を撫廻し
- △夏川を月動して渡りけり
- △底をすする水に痕なし秋の月
- △踏張て二王も白眼秋のくれ
- △罪のない人のうろひし踊哉
- △あの空に鳶舞ふ二百十日哉

- △名月やひと夜は人の生根本玉
- △ばつちりと聞の破れた花火哉
- △いろくの花は咲とも秋の暮
- △足ることを知れよ誰しも福の神
- △蛇のすまぬ肌はされいて竹婦人
- △我しらす月を押へて鳴かはす
- △あふぎ出す扇子も今朝は秋の風
- △涼しさや植かへてある松の下
- △我庵は貧しけれとも白牡丹
- △白隠の伎手の音か呼子鳥
- △遠の實がぼつちり飛て池の浪
- △真中に木魚ありてかの子鳥
- △飛止て蛙も無事に冬こもり
- △涼しさや流れ渡りの世の住る

風雅

文

- △名月や眼をやすむれば水の音
- △萬代や初からすまて大野
- △瓢箪ひょうたんを持ぬ我さへうめの花
- △西東もまれて伸る柳かな
- △海山を越て浪華なみぎわの初時雨
- △有明の濱は星なし冬の空
- △正月や遊ぶにこまる人もあり
- △花や花春を擔かかうて買りにけり
- △五月雨やかはらぬものは鏡かがみの音
- 己が境界きょうがいに似たるものは
齒はがなうて丸香まるかにする蛙かきかな
- 讃州屏風さんしゅうびやうぶか浦琴彈宮有明の濱
- △琴彈ことひらは松の調しらべへや秋の風
- △有明の濱白砂しろすなの曇くもさかな
- △燈明とうめいのきえて霜夜しもよのむら風
- △何處どこが不二ふじもつと仰向うやうや雲の上
- △豊年とよとしが江戸でも見ゆる雪の不二
- △孤家こけに番茶ばんちや貫ぬうて有米ありこめの花
- △ゆらりくしては芽めを出す柳やなぎ哉
- △どちらから吹かれてもよし春の風
- △一の谷小春いちのやの灘なに山嵐やまがらし
- △寝て居れば人のうらやむ大州日おほしゅうひ
- △有明の濱やさなから飛千鳥とびちどり
- △有明の濱にも一羽上雲雀いちうかづなづ
- △有明の濱秋の日や海うみの月

風雅

文

- △開いたる屏風が浦で後の月
- 通天橋 夕なきやふらりくと散る紅葉
- 東山にて 十萬家煙たなびく雪の朝
- 祝春
- △大筒おほつつの音も聞えし御代の春
- △昔むかしの葉も澤山あまうれも若葉哉
- △鯛たいから光明くわうめい咲く予鉢よはちたゝ氣
- △神代かみよから此花こゝはなといふ句くひ哉
- △吾われひとり初鈍はつどん墓むらと申しろろ
- 維新いしん前京浴中まへきやうちゆうの騒擾そうじやう相濟あひたみたれば師世しよの人氣じんきを恢復くわいふくして
- 大涼おほすずかを再興さいきやうせむことを幹旋かんせんしたまひて詠よす
- △世よの中の掃除そうじは出来できて大涼
- 和宮内親王わみやうないしんおうの降嫁かろよめを聞きて
- △桐一葉きりひとおちて天下てんかの秋あきをしる
- △一雙いっしやうの屏風びやうぶが浦で後の月
- △大聲おほこゑにふたこゑ三聲さんせい初はつからす
- △唐崎たうさきは引ひずに遊あそぶ子の日ひかな
- △正月しょうげつを拵しらへて居ゐる師走しそかな
- △あれは伊豫いよ此方こなたは豊後ぶんご春の風
- △柳やなぎかなみるたびくに觀世くわんせい音

○師は常に三原侯に尊敬せらる。或年の初め侯には書工を召して書命を命じらる。時に書工は何を思ひけむ一羽の雁を書く候。愕然として曰く、雁は元群を爲すものなるに一雁の離れて飛ぶは國の乱るゝ兆なりと甚た喜びたまはず。左右の者大に怖れ直に内使を師の許に馳せ會々伺候せられし。躰にて來らしむ。師諾して到らる。侯之を引見し。談偶々一雁の事に及ぶ。師直に贊して左の句を誦したまふ

△初雁やまたあとからもくく

侯大に喜ばれ左右の者も亦初めて其意を安んじたりとなん

○鶴

毛骨珊瑚白雲清 千年世上頂丹成 晴飛碧落秋空闊 露立瑤臺夜月明
仙鳥雲深歸有信 天壇花落步無聲 時來華表何人識 依舊騎身上玉京

○同

老去曾看相鶴經 暫從華館試伶俜 幾年養就丹砂頂 竟日間梳白雲翎
萬里士心原自許 九霄清唳好誰聽 神仙舊侶知何在 遙望蓬萊一點青

○失題

日到西降影漸長 金剛正眼輝乾坤 綠樹陰濃夏日長 狸奴白牯放遊光

○同

問處分明答處親 子規啼落西山月 向鬼窟裏作活計 鶴酒一盃當面傾

○同

棒頭有眼明如日 不見庵中舊主人 無角鐵牛眠少室 活中有眼還同死

○同

雲在嶺頭閑不徹 水流澗下大忙生 有意氣時添意氣 面友雖多心友少

○十六羅漢自畫贊

衆禪和輝跨步武 降得龍兮伏得虎 塵沙結使未乾枯 傀儡一棚誰作主
飛錫懸光倚杖藜 分明撤出駭雞犀 欲知佛法深深處 山靜雲收鷓鴣聲
天保甲辰冬撰驚唐禪月大師圖 濟法物外拜贊

○失題

夫天地は風雅也。或像もまた風雅なり。此風雅は佛祖の肝膽なり。造化に隨て四時を

友とす見る處花にあらずといふことなく思ふ所月にあらずといふ事なく心月に
あらずといふ事なし心月にあらずれば禽獸にひとしく形花にあらずれば夷狄に
類す夷狄を出て禽獸を離れて造化にかへれよ。

古池や蛙飛びこむ水の音

桃青

(十五) 勤 王

師は荒武者の様であるかどすれば忍辱慈悲の法衣を着して居られる樓門に出入
して威儀堂々たる大和尚かどすれば破衣囊掃を纏うて一見凡僧の装ひをして居
られる謹嚴にして犯すべからざるが如き禪學者であるかどすれば園基將基の遊
戯を爲し書家の様にもあれば俳諧師の様にもある酒脱にして風流を樂み居らる
かどすれば頗る勤王の精神に富んで居られた何うも何れの方面から見ても
の正鶴を得べきものであらうか見る處觸る處悉く正鶴ならざるはなしとでも
申したい様である蓋し師の勤王に奔走せられたのは其の晩年に及ばれてからの
事らしい

慶應年度長州征伐の礪波島侯三原侯九龜侯高松侯の諸大名方が某所に集會せら

れ種々商議の結果として老師への調停方を依頼せられた所が年老で尙壯んな
る老師は直ちに此事を快諾せられ願書を認めて兩三度も朝廷へ奉呈せられたれ
ど朝廷よりは何等の御沙汰もなきゆゑ止むなく門弟田邊虎次郎を召連れて態々
上京し豫て親密の間柄なる粟田御殿内の諸役人に相談せられた所が彼等の申さ
るゝやう貴僧は最早御老體の事ゆゑ斯る重大事件は御見合せになつた方が宜し
いでは御座らぬかと諫め申したれど師は却々之を聞入れられずイヤ／＼何して
折角斯うして上京したものですから是非とも御上へ愚存を通じたいと思ひます
とて願書を門弟虎次郎に持たせ禁裏へ直訴に及ばれた所が狼藉者として捕はれ
た時に虎次郎の申すやう私は物外老人の使者でありまして朝敵でも何でもあり
ませぬ老人から再三再四哀願書を奉呈せられたれど何等の御沙汰に接せぬもの
ですから老人が今度この願書を携帶して上京致したので私は門人の事ゆゑ隨行
して来たもので御座ります。縦ひ此身は碎かれて微塵にせらるゝも持參せし願書
をば是非御前へ傳奏して頂かねば此處を去りませぬ願書が貰くど否とは固より
測り知られぬ所でありますれど只々御奏呈下されさへすれば夫れで満足仕りま

すど申すゆゑ門番の役人は實にもと思はれしものと見え遂にうれを傳奏し奉つたといふ事であるうれから其の翌々日長くも孝明天皇陛下より老師を御前へ御召になつたので師は大に悦ばれ天顏に咫尺して一願意を奏上せられしに陛下には殊の外勳王忠誠の願意を嘉みしたまひ終には忝なき御詮の趣もありて長州へ下向せらるゝ事になつたのは誠に身に餘まる老人の光榮といふものである然るに師はりの長州へ下向せらるゝの途次大阪にて病みつゝ終に同所にて遷化せられたのはまことに千秋の遺憾であつた而して救命の趣は師の後住全之和尙か奉還の爲め參内せられたといふ事である故に師は内亂調停の勞を執らんが爲め古稀の身なるをも厭はず途上に於て放身捨命せられたと申しても過言ではなからうと思ふ師は實に法の爲め國の爲め倒れ伏すまで化他門に遊化せられたと申すべきである

(十六) 遷 化

僧侶死すれば必ず遷化といふけれど或は其當を得ない人が多いかも知れない其

故は讀で字の如く此世の化縁が盡きたなら他界に遷て更に他土の衆生を教化するといふ事になる徒らに醉生夢死して碌々教化も出来なかつた人に對して遷化といふはチト勿休ないであらう然るに師は敢て談議僧の如く説教師の如く富樓那の辯を以て世の善男善女を説きつけられたといふ様な形跡は見えぬけれど其の武藝怪力を以て剛強難化の惡男惡女傲慢無禮の衆生を教化せられたことは廣大無邊なもので其等の點に就ては各宗の祖師開山たりとも遙に及ばぬ大力益を備へてをられたと云はねばならぬ或は禪機風雅の道を以て隨機開導せられたことも莫大なものである如何なる剛愎勇悍の人たりとも一たび師の逸話を聞かば舌を巻いて讚美驚嘆せざるものはない故に師の一舉手一投足は天下人をして感歎措かざらしむることばかりである其の恩波に浴する者は幾千萬人あるかも知れぬ手が寸隙なき身を以て本傳の編纂に従ひたるも畢竟報恩の事業と思ふからの事である師の如きは眞に再來權化の偉人である故に其の來るも菩薩度生の方便其の去るも亦菩薩度生の方便であるから師の示寂師の入滅こそ眞の遷化と云はねばならぬさればこの遷化の始末を記して將來に傳ふるは頗る必要である

かに再來の偉人家傑たりとも此の肉体を受けて来たからには生老病死を免がる
ことは出来ぬ

師は慶應三年卯の八月中旬大阪へ向はれ福島屋長兵衛といへる族館に逗留せら
れて沿に世の風雲を詠めてをられた時に廣島より野村といへる人が訪問して種
々の相談を致され早速歸國して長州へ赴く事とし宿料の支拂を爲し十一月の下
旬和船に乗込さるゝ積りにて荷物まで積込ませられたのは廿五日のこと明朝は
いよゝ／＼出船すといふことを船頭と約束なされ爾うして永々厄介になつたから
とて宿屋の家族などへ夫々茶を香ませて色々な啗をしてをられた其處へ備中か
ら門弟の田邊重次郎なる者が尋ねて来たどある時に師の中さるゝやう田邊何だ
か少々気分が悪い様ながら脊中を打いて呉れいとの事ゆる田邊は命に隨ひ存筋
をトン／＼と打いて居たスルと師は何の苦痛もなく其儘睡むるが如く寂然とし
て遷化せられた

ソコで宿屋は申すに及ばず門弟の田邊も途方に暮れコレはまわ何うしたか可
いであらうか兎に角酒造家の三谷屋市兵衛様は御師匠様の歸依家であるから通

知をして何とか處置を着けて貰はふとて嗔けつけ老師突然御遷化の事を告げた
所が同家でも大に驚き耻け來つて夫々手配を爲し遺骸をば白木の櫃に納めて早
速三谷屋へ連れ歸り三谷屋よりは中寺町禪林寺に頼み込み密葬の式を済ませ爾
うして置て濟法寺へ通告した様子である其時三谷と田邊どが如何に苦心したか
は左の古文證にても推知せらるゝ

差入申印證之事

一備後尾道濟法寺隱居物外和尚様拙宅にて長々御滞留之處今般御病氣に御取
合被成種々御介抱等申上候得共養生終に不被爲相叶命終被遊候に付則御家來
田邊様においても殆ど途方に御暮被成候故 御尊寺様へ譯て御願申上候御宗
法密葬御取計之程奉願上候處實正明白也然る處格別の御法愛にて御宗法通り
御境内へ御取置被爲成下候段難有仕合に奉存候然る上は右物外和尚様之儀に
付向後如何程之儀到來候とも貴寺様へは毛頭御苦難相懸け申問敷候爲後日差
入申證札如件

慶應三卯霜月廿五日

家來願人

田邊 重次郎

禪林寺様 御知事

引請人 三谷屋市兵衛

この三谷といふは同所四ツ橋と申す所にあつたので師の遷化は同日申の刻と書き記してある斯くて密雅は禪林寺に於てせられたので其時の費用萬端を記した帳簿までが今尚チヤンと保存せられてある(濟法寺に)

而して師の本葬は同年十二月十二日濟法寺にて盛大に行はれた様子今に同寺には其時の香冥帳から遺贈分配帳までが保存せられてある

師は濟法寺の中興にて九世に當る不遷は其號にて物外は其諱である師の兵法を不遷流と唱へたのは此譯にて其兵法は實に師の天有であつたものと見える(呼吸人命は實に無常佛陀が呼吸の間に在りと仰せられたのは萬代不磨の金言である。師が客舎に於て遷化せられしは其だ遺骸であつたが幸ひなりしは途中の船中になかつたから遺骸の中にも尚ほ歸め易きの点がある

(十七) 拾遺

●師は相撲が大好にて興行のある度ごとに大抵は見物に出向かれたといふ事

であるが師が壯年の頃江戸に遊學中本所の回向院に將軍様御上覧の相撲があつた時破れ衣を着て見物に行かれ土俵の間際に居据つて如何にも興に乗じて嬉しがり折節は批評なせも入れられたものと見え僧侶の事であるから取分けて相撲取等の眼障り耳障りになつたらしいンで彼等が申すには坊主の癖に痴癪な此の力士に向つて……力があるなら一番取つて見ると云ふので師も止むなく若氣の盛り夫れでは一番取うと來る者も來る者も丸で幼年の兒童を扱ふが如く取組みもせず手の先で二三問ヅもブン擲げらるゝゆる數千の見物人は何れも皆驚いて見て居たさうである斯くて二三十人もブン擲げられてモウ誰も怖けて掛つて來る者がなくなつた頃チヤト小便に行くとして其儘何れへか身を隠し遁れられたといふ事である

●次に京都鴨川の河原にて相撲のあつた頃師も丁度京都に居られたので例の好なものであるから見物して居られた時に力士が物外和尚とは貴僧の事で御座るか豫て大力士といふことを聞き及んでをる事で御座るが貴僧の力は凡うの位あるのですかと傲慢らしい語調で云ふから師は生意氣なと思はれたものと見

拾遺
エイヤサ拙僧とても化物ではあるまいし其んなに大した力があるでもないがと云ひザマ力士の首筋を掴み自分の向腰にヌリ當てまお此ンなものさとして微笑せられた大きな力士を三ツ子でも弄ぶやうにせられたものゆゑ忽ち平身低頭して其の無禮を過まつたのである

●泥佛庵の事

師が自から泥佛庵と稱せられたのは如何なる譯柄であるかといふにそは但馬國出石の藩士に山本庄藏といふ者があつた其者が仔細あつて出石を退去し姫路宮に使へ酒井公の寵愛を受けて居たさうであるが山本氏は素より師と入魂の間柄として或時君公に向ひ師の怪力談を言上せしに君公は膝を打て其はれ何とあして當地へ請待することは出来まいかとの事ゆゑイヤ左様な思召であらせらるゝならば和尚の意向を聞いて見せうとて濟法寺に到り申すやう君公殊の外尊師を慕うて居らるゝ事ゆゑ暫く御隠棲の積りにて姫路へ御光來を願はれますまいかと師の意向を聞きたるに師は快く承諾せられたので山本も大に悦び直ちに返して言上せしに公も大に悦ばれ夫れならばと早速一庵を新築して師の來錫を請

はれた所が師は二十人の僧徒を連れて白鷺城に到り酒井公に對面せられた時に公の申さるゝやう山本より豫て和尚の怪力談を聞てから頻りに慕はしくなつたので來錫を煩はす事になつたのであるが何うか一ツその怪力を拜見致したいもので御座るとの事ゆゑ師は早速公の思召を受け委細承知仕りましたと夫れから直に須磨港に公及び其他の人々と到られ先づ漁船の手皿洗ひを爲し尋で又碇繩を以て七十人と力を争ひ且ツその紀念として其碇繩を寸々に捻切り其場に有り會ふ人々に分配せられたので公は彌々寵愛歸依の度を高め遂に七十人扶持を師に與へられたさうである時に其庵を名けて泥佛庵と稱せられた公の内意の處女をその給仕となして怪力の種を取りたいとの思召なりしもそれは遂に容れられなかつたと申すことである

蓋し姫路公には其後も何とあして怪力の種を後に遺したいとて一二の妾を侍せしめられたこともあつたけれど其目的は達しられなかつたのである

或夜山本氏は泥佛庵を訪ひ申しけるやう貴僧は最早老体ではあらせらるるが何うぞ拳骨の遺物を賜りたいものですがと乞ひしに師は之を快諾せられて榎の原

サ一寸長サ一尺六寸幅九寸の額面に「敬遠」の二字を認められ落駄は物外といへる文字の下に拳骨の印を以てせられ一面をば酒井公に一面をば山本氏に一面をば泥佛庵に遺されたこれは安政元年の事にて師の年齢五十九歳の時であつた

●兩雄競力の事

師が加州金澤に居られた時犀川の橋上を歩行せらるゝ折柄向ふより立派な武士が來掛つたので孰れか歩みを左右に轉じさへすれば何事もなしに済んだのであるけれど師も血氣壯りの時で胸に一物あるからエラさうな面付でもした武將なまでに遇はれた時には一步も譲らぬといふ氣象向ふから來掛つた武士も亦武士でもない天下に有名な英雄であるから雲水坊主ぐらゐに路を避けるといふ様なこともない兩方が皆胸に一物を蓄へてをるソレ者とソレ者の出會であるから忽ち衝突を來して腕力沙汰となり取つ組合となつたうの拍子に橋の欄干が破壊して二人がドンと川の中へ墜落したけれど幸ひ水のなき礫河原であつたから瀧坊主瀧武者とはならなかつたしてまた河原の中で啊伝の取つ組合強力と強力との金剛力であるから側より仲裁することも出来ないゆゑ呆れて見てをると其の二人が

組合ふて押行く河原の小石が十間も二十間も掘れて行くといふので見る者は何れも腹を潰してをる時にいつまでやつて居ても勝敗がつかぬから武士の方より聲をかけモウ止めやうでは御座らぬか何うも貴僧の様な力の強い者に逢つたのは今日が始めてある時に師の申さるゝやうイヤ拙僧も亦尊公の様な大力の者に出會せたのは今日が始めて御座る武全体貴僧は如何なる姓名のお方で御座るか「師イヤ拙僧は備後の雲水僧武田物外と申すもので御座るして尊公は「武イヤ拙者は戸田越後守と申す者にて前田家に聘されて近頃この金澤に居るもので御座る。ソレはまゝ不思議な御縁ぢや何うで御座るお互に得意の術競べをして見れば「師イヤうれば面白い事で御座りませうと夫れから其場を立退き千光寺に到りての術競べ……

この戸田越後守といふは戸田流の開祖にてナカノ天下に有名なもの此人の得意は氣合の術と申して三間五間乃至十間二十間以上遠きにをる人でも其術を以て睨み据えたならば其者がバツタリと倒れて了ふといふ不思議なる神術師もこれには驚かれたものと見える

時に戸田氏が此術を行はれた所が案の如く忽ちにパツタリと打倒れたので師も大いに稱讃せられたところで師は千光寺の門柱に例の拳骨をイレられた所がうの堅木が凹んだので戸田氏も大いに感心せられたとある夫れから二人は非常に仲好となつて互に伎倆の交換をもせられたといふ事ぢや

●護身の鎖鎌

武道にかけては馬術から鎧術に至るまで何が出来ぬといふものはなければ殊に一番得意であつたのは鎖鎌である師が或る藩中に遊んでをられた時傲慢な武士があつて思ふやう何うも坊主の癖に能く武道に達して居やがる悔しい奴ぢやドウせ油断をして居る時でなくては隙がないからとて師が洗湯に浴して居らるゝ時鎧を以て突き掛つたところが師は湯の中から直に鎖鎌をもつて之を受けられ且つ其鎧を捲き取り寸々に切斷して仕舞はれたことがあるうれには武士も殆ど驚いて弟子の禮を取つたといふ事である空のドウして何處に隠し以て居られたものかは知らぬと其の油断なきには舌を捲くより仕方がない舌舌に暫時も在らざれば死人に如同すといふ事があるが开は禪宗の工夫辨道に就てのことイヤ何

でも油断は大敵であるから須臾も油断は出来ぬものである。

●千家公よりの贈物

師は到る處交際の廣き人にて上は貴紳より下は賤夫に至るまで能く交り面白く遊ばれたもの師が雲州に漫遊せられし時その國造千家公と相親み常に出入往來してをられたといふ而して師が歸國の際公の別れを惜み遂に略と名けし黒箱焼の茶碗を贈與せられ夫れに一首の歌を添へられたといふうの原書は今尙法寺の寶庫に在るので予は之を拜見したが頗る美しいものであるうの文句は

物外利尚に曝名つけたる茶碗をつかはすこと

御枝代兼國造 尊孫

ここのたつあけほの毎に此人は

このうつはもて木芽のみつ……よはひ能部へし

と以て如何に交際の親密なりしかを知るに足るべき證據である此の一事を以て見るも如何に師の人格が非凡であつたか如何に風雅であつたか知らるゝので

ある。

拍 遣

●馬術の妙に達す

肥前の大村公師の偉人にして豪僧たることを聞かれ思はるゝやう世にも珍らしき物外うの様な僧に一度會うて見たいものぢやと或時一艘の船を仕立侍臣を濟法寺に遣はし鄭重なる書狀に進物を呈し是非御請待との事ゆゑ師も能く其の意を領し夫れならばと直に其船に乗て公の邸に參られ種々なる山海の珍味を盡したる饗應にあつかり或は圍碁或は書畫或は俳句作詩など有らゆる興を盡したる末殿の思はるゝに成るはと音に名高き天下の物外何にかけても抜目がないが馬術で以て弱らかしてやらうとてドウぢや和尚座敷に許り居ては退屈ぢやに依て一ツ壯快に乗馬して郊外の散步をしてはと師はこれをも諾し夫れは結構で御座るとて一向平氣であるから殿の思はるゝに多き馬の中一番六ヶ敷い馬を和尚に充てやれと馬丁に申付られた。

時に師の供をして往いた一人の門弟早くも此事を聞き溜かに師に告げて申すやう。お師匠様今日は迎も他人をば寄せ付けもせぬ名高き悪馬を彼方に充行とのこ

とてすから御用心遊ばせと師は少しも顧みせずよしと氣遣ふには及ばぬと、乗てうの悪馬を牽出さしめさむ和尚は此馬に乗られよと師は宜ふ御座るとてうの馬に乗られ殿と共に廣き原野に出馬せられたるに其馬は何ういふものか誠に意の如く質直に師を乗せたので殿もいよく閉口し流石は物外和尚エライものぢやと夫れより一層深く歸依せられたとのこと。一事に達するものは万事に達するので如何に物外でも馬術までには達してをるまいと思ひの外上手であつたので。獨り殿の降參せられたのみではなく家中の者が一同その伎倆に驚いたと申す事である。

◎表書の意匠と題字

本書表書の意匠は物外老人の句にありあけや摩子一ばい梅の花といへるに基けるもの是れ編者の心友なる森大狂兄の勸告に由る而して兄は現時東都に於て有名なる畫師木田寛栗氏を介して之を畫かしめらる兄の同僚請するに餘りあり又鴻野爪老人は備後御調部

拍 遣

拍 遣

◎松本順先生と物外老人

本傳の逸話中松本樂庵先生より得たるもの頗るうの多きを占むる所以のものは何れや、是れ先生は老人と無二の心友なりしに由る本傳の編纂また先生の遊歴與つて其力多きものあり先生廿七八年日清戦役の際貴族院議員として下野せられし折折歸途居宿に立寄り老人の墓を爲さんとて之を傍人に尋ねらる時に傍人濟法寺の住職桂堂和尚をして之を先生に會せしむ然るに寺院の衰微墳墓の零落たるを聞き先生太だ之を痛む先生和尚に勸むるに建碑及び逸傳の編纂を以てせられしも事遂に其結に就かずして退院となる尋いで讀禪和尚の發董となるに及び百方苦辛して先生の厚意を慮うせざらんとし致々異々として其勢を惜まらず今や漸く本傳の編纂を見るに至る時に編纂者は先生に書を送りて云く先生の老人に懇親なるに最初の因縁は如何先生執事をして概ね左の如き回答を爲さしめらる

○物外老人との初相見は昭徳院殿家茂公二度目の御上洛ありし時の事にてりの紹介者
は長崎なる小曾根乾堂の弟小曾根政夫なるものなり當時西京大阪の間に往復し山崎に於て戦死せり○初對面の場所には京都四條近江屋利入の宅に於てす爾來久しく水魚の交際を爲すに至れり云々

◎物外老人建碑の舉

老人の遷化は傳記の中に記したる如く大阪にて遺骨は同所の圓林寺に埋葬せられ濟法寺には僅に分骨を爲したるに過ぎず左れと住山の地なるが故其守内に建碑して將來に其偉名を傳ふるは正當の事なりとす是れ建碑の舉ある所以なり而して本寺幾分の潤益は悉く

以て建碑の費用に充てらるゝものにて發行所は且くうの便宜を興へたるに過ぎず然れども編者は思ふ時流に運れて徒らに壯大なる建碑のみに金額を費さんより寧ろ其の貴重を再興して老師永遠の香華料に蓄積せられんことを是れ老師の爲に孝ならずや



明治三十七年一月十日印刷
明治三十七年一月廿壹日發行

定價二十五錢



編著者

高田道見

東京市芝區愛宕町一丁目十六番地

廣島縣備後國御調郡栗原村

濟法寺住職

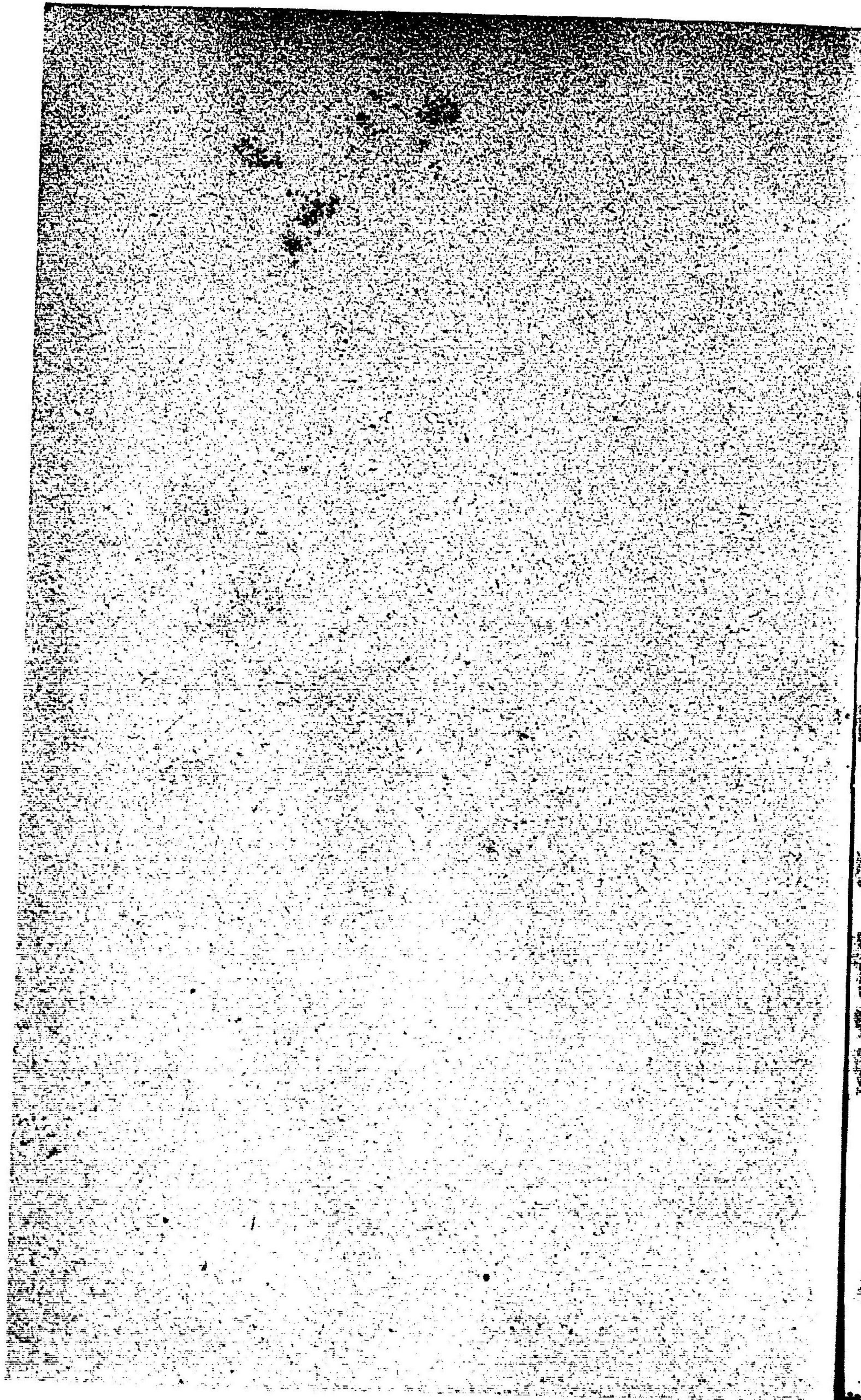
印刷人兼

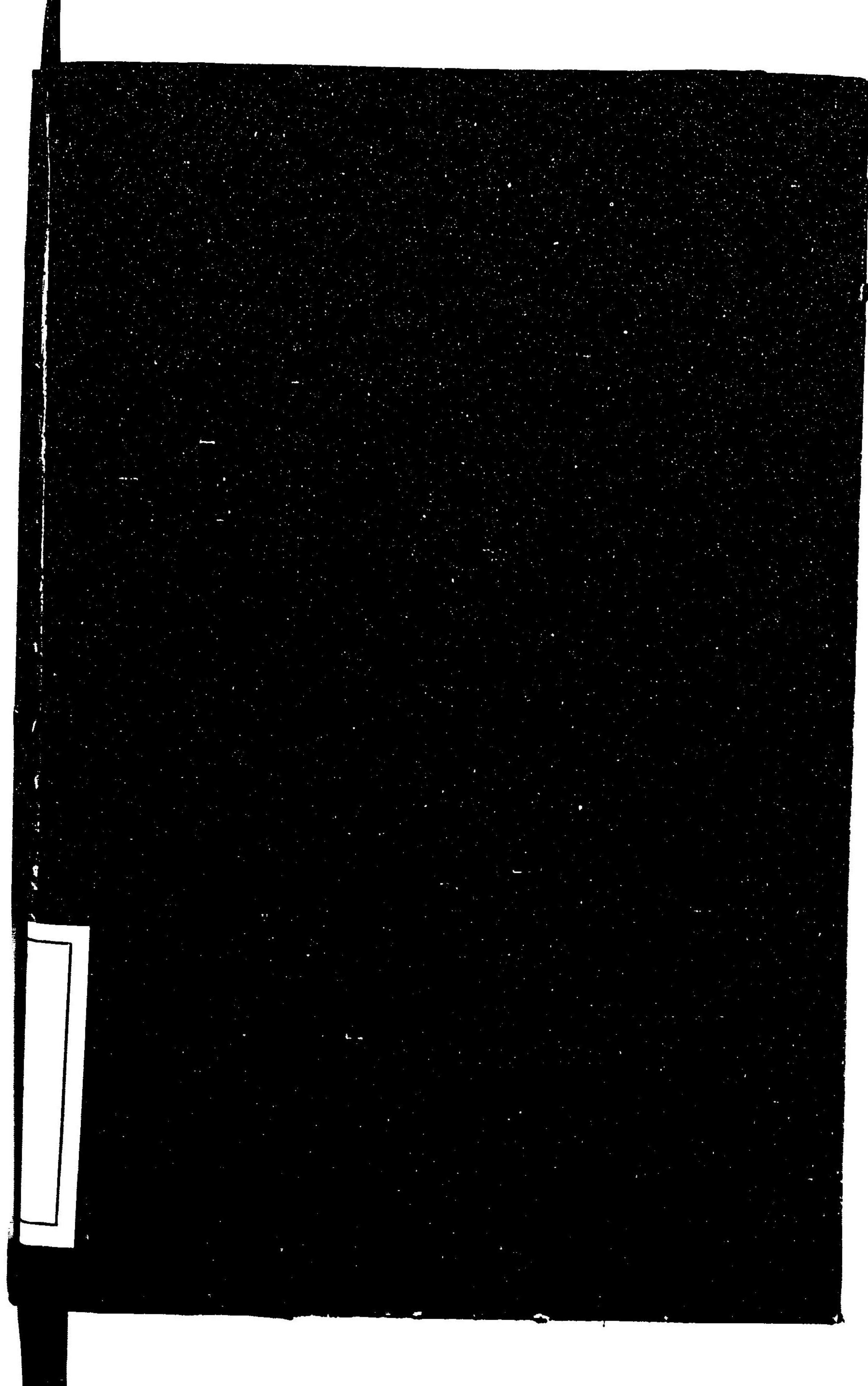
三浦鐵禪

東京芝區愛宕町一丁目十六番地

發行所

佛教館





79
279

019863-000-6

79-279

物外和尚逸伝

高田 道見/著

M37.1

ABG-0695



